

定年引上げに伴う 消防本部の課題について

令和4年3月14日(月)
総務省消防庁消防・救急課

目次

1. 地方公務員の定年引上げについて	2
2. 消防職員数の推移等について	11
3. 「再任用制度の運用状況等に係る調査」について	18
4. 「定年引き上げに係る定員管理の在り方に関する調査」について	33

1. 地方公務員の定年引上げについて

地方公務員法の一部を改正する法律の概要

総務省自治行政局
公務員部資料

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずる。

【参考】地方公務員法第28条の2において、地方公務員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

I 法律の内容

1. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入する。
 - ・ 役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定める。
 - ※ 役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本とする。
 - ※ 職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができる。

2. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入する。

3. 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

II その他

給与に関する措置

- 国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても、均衡の原則（地方公務員法第24条）に基づき、条例において必要な措置を講ずるよう要請する。
 - ・ 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。
 - ・ 60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

【施行期日】令和5年4月1日

定年の引上げ

【改正後地方公務員法（新法）第28条の6、附則第21項、第22項】

総務省自治行政局
公務員部資料

- 地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされている。
（地方公務員法第28条の2第2項（改正後は第28条の6第2項））
- 国家公務員法等改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、65歳とする必要。（各地方公共団体が条例改正で対応）
- ※ ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性により国の職員につき定められている定年（65歳）を基準として定めることが実情に即しないと認められるときは、条例で別の定めをすることができる。

国家公務員と地方公務員の定年（現行）

職		国家公務員	地方公務員	
事務職員などの一般職員		60歳	60歳	○国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める年齢 ○職務と責任に特殊性がある等により国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さない場合は、条例で別の定めをすることができる（特例定年）（※ 例：離島で勤務する医師 70歳）
特例定年	病院、診療所等の医師・歯科医師	65歳	65歳 ※	
	庁舎の監視等を行う労務職員	63歳	63歳	

段階的な引上げ期間中の定年と完成型の定年

	原則	現行特例定年①（病院等の医師等）		現行特例定年②（守衛・用務員等）
		(a) (b)以外の医師等	(b) 一部の医師等（例）	
現行	60歳	65歳	65歳	63歳
令和5年4月～令和7年3月	61歳	65歳	66歳	63歳
令和7年4月～令和9年3月	62歳	65歳	67歳	63歳
令和9年4月～令和11年3月	63歳	65歳	68歳	63歳
令和11年4月～令和13年3月	64歳	65歳	69歳	64歳
令和13年4月～【完成形】	65歳	65歳	70歳	65歳

定年引上げスケジュール

【新法附則第21項
(改正後国家公務員法附則第8条第1項)】

総務省自治行政局
公務員部資料

○ 国家公務員のスケジュールと同様、以下の通り段階的に定年を引き上げる条例改正が必要。

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
(参考) 各年度で60歳になる者が年金を支給され始める年齢 ※1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 ※2 再任用⑤	「旧地方公務員法再任用職員」 【旧地公法】・§28の4(フル)・§28の5(短)・§28の6(組合・フル短)											
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	【改正附則】・§8①・②(暫定再任用へ採用されたものと見なし任期を継承)										
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・§4①・③(フル)・§5①・②(組合・フル) ・§6①(短)・§7①・②(組合・短)									
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤	「特定年齢」(改正附則 §4④)							
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・§4②・③(フル)・§5③・④(組合・フル) ・§6②(短)・§7③・④(組合・短)					
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤					
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤				
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤			
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再⑤		
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※1 かっこ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したもの

※2 年齢は年度末年齢

※3 定年年齢、特定年齢等は地方公共団体が国家公務員に準拠して条例を定めることを想定したもの

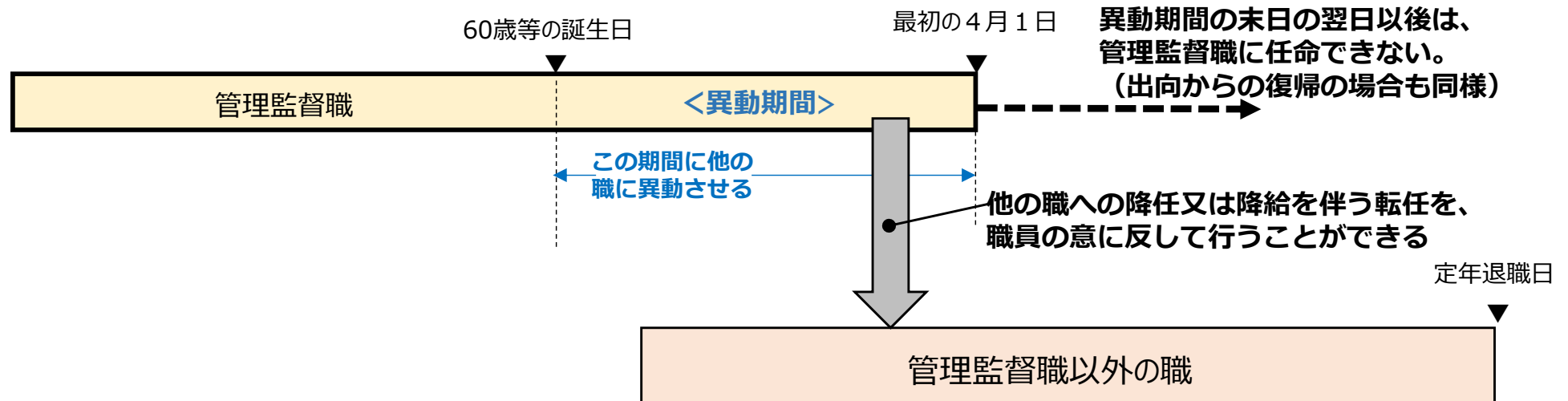
管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）

総務省自治行政局
公務員部資料

【新法第28条の2～第28条の4】

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入する。
 - ・ **管理監督職勤務上限年齢による降任又は降給を伴う転任（第28条の2）**
管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に他の職（管理監督職以外の職等）に異動させる。
 - ・ **管理監督職への任用への制限（第28条の3）**
管理監督職勤務上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、新たに管理監督職に就けることはできない。
（管理監督職から降任等をされた職員の場合はその日以後、新たに管理監督職に就けることはできない。）
- 任期付職員等、任期を定めて任用される職員には適用しない。

<役職定年による降任等のイメージ>

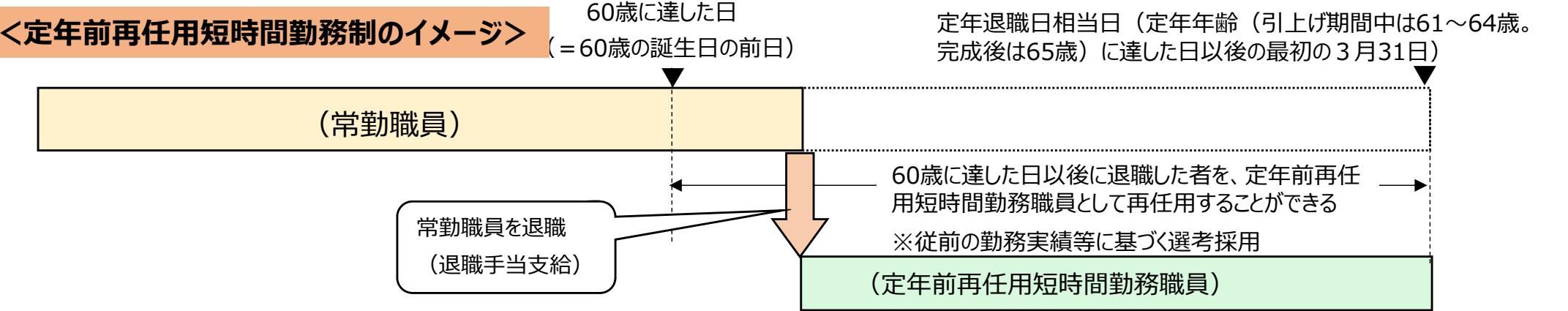


※管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢よりも高い管理監督職に充てることもできる

定年前再任用短時間勤務制

【新法第22条の4・第22条の5】

- 定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、従前と同様に、60歳以後に退職した職員を、本人の希望で短時間勤務の職で再任用することができる制度。
- 任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日まで。
(勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）を基本とする。)



(参考 1) 定年前再任用短時間勤務制と現行の再任用制度（短時間勤務）の比較

	定年前再任用短時間勤務制	現行の再任用制度（短時間勤務）
職員の身分	非常勤職員（短時間勤務の職）	非常勤職員（短時間勤務の職）
職の異動（身分の変動）	退職後、短時間勤務の職に再任用	退職後、短時間勤務の職に再任用
定員定数上の取扱	定員外（フルタイム勤務職員と区別して別途管理）	定員外（フルタイム勤務職員と区別して別途管理）
制度利用可能年齢	60歳以降	60歳以降
給与	国家公務員の再任用職員の給与に準ずる	国家公務員の再任用職員の給与に準ずる
任期	常勤職員の定年退職日に当たる日まで	1年を超えない範囲内

(参考 2) 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置。

- 今回の改正に伴い、役職定年制及び定年前短時間再任用制度が導入されるほか、給与水準が60歳時点の7割に設定されるなど、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳以後に勤務する前の段階において、60歳以後の任用・給与・退職手当の制度について職員が十分認識し、60歳以後の勤務の意思（引き続き勤務するか、退職するか等）を決定することが適当であることから、任命権者が十分な情報提供を行う必要。
- 任命権者は、当分の間、職員が60歳（※）に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
 - ※ 現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢

1 職員が60歳（現行定年）に達する年度の前年度における情報提供の義務

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとする。

2 勤務継続の意思の確認の努力義務

上記1の情報提供を行った上で、60歳（現行定年）に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努める。

- ※ 具体的な手続については条例等で定める
- ※ 施行日の属する年度に60歳に達する職員については、その前年度に情報提供を行った上で、勤務の意思を確認するよう努める。
- ※ 臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用される職員や非常勤職員、現行の65歳特例定年の職員等は対象としない。

定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会 テーマと想定スケジュール

総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会（第1回）資料」（抜粋）
を一部修正

1 趣旨・目的

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和3年6月11日に公布され、令和5年度から、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとなった。これを踏まえ、総務省として、地方公共団体における改正法の円滑な施行に向けて、各地方公共団体における高齢期職員活用の好事例を収集・横展開するほか、高齢期職員に今後期待される役割に対する理解を深めてもらうための取組、工夫等について、適切な助言や支援を行っていく必要がある。

本検討会では、地方公共団体における現行の再任用制度に関する高齢期職員の活躍事例、高齢期職員が活躍するための人事管理の工夫及び環境整備等について、検討を行うこととする。

2 検討内容

検討会においては、下記の事項の内容について検討し、報告書を取りまとめる。

- 現行の再任用制度における高齢期職員の活躍事例、高齢期職員が活躍するための人事管理の工夫
- 定年引上げ後においても高齢期職員が活躍し、かつ、組織活力が維持されるための対応策

3 想定スケジュール

令和3年10月～翌3月 計3回開催、令和4年3月を目処に報告書とりまとめ

- 1回目（10月）：定年引上げの概要、再任用制度の概要、調査内容の検討
- 2回目（12月もしくは1月予定）：調査結果の報告、とりまとめの方針
- 3回目（3月予定）：報告書案

定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会 テーマと想定スケジュール

総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第1回）資料」（抜粋）を一部修正

1 趣旨・目的

令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、各地方公共団体においては、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保するため、中・長期的な視点での採用・退職のあり方について検討する必要がある。

本研究会においては、各団体における今後の検討に資するため、各団体の検討状況を把握しながら、定年引上げに伴う定員管理に関する留意点について、調査研究を行うこととする。

2 研究内容

研究会においては、下記の事項を調査研究し、定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理に関する留意点をとりまとめる。

- （1）定年引上げによる影響と採用・退職に係る課題
- （2）定年引上げ後の60歳以降の働き方の動向
- （3）新規採用等必要な採用のあり方
- （4）定年引上げに伴う採用・退職のあり方を検討する際の考え方
- （5）地方公共団体の定員管理に係る検討状況

3 想定スケジュール

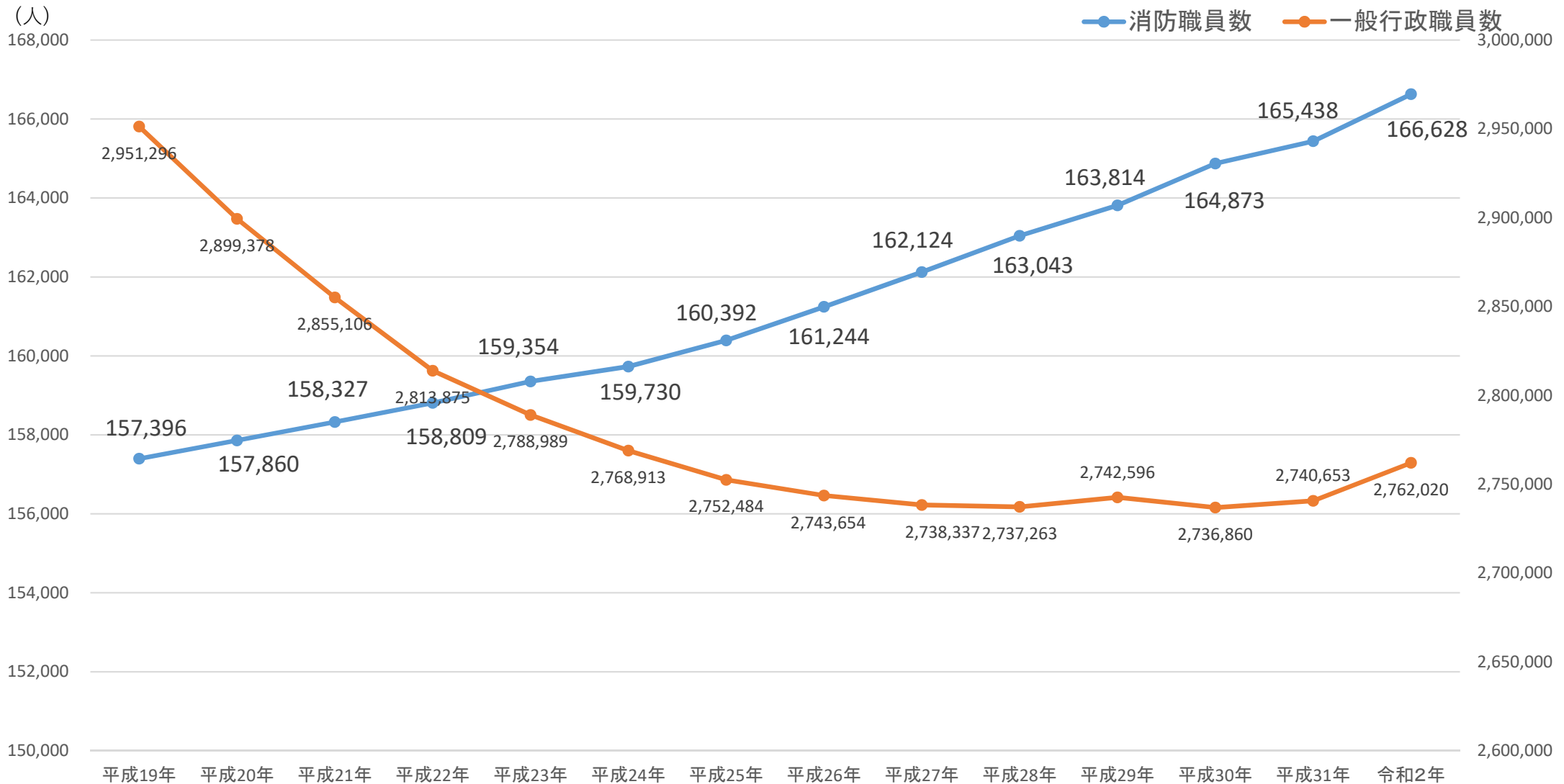
・R3年8月～翌3月 計5回開催、令和4年3月を目処に報告書とりまとめ

- | | |
|----------|--|
| 第1回（8月） | 令和2年度定員管理調査結果等、定年引上げの概要、定年引上げに伴う定員管理に関する論点、研究会の進め方 |
| 第2回（10月） | モデル団体調査の報告、モデル団体調査を踏まえた留意点の検討、検討状況調査の概要説明 |
| 第3回（11月） | モデル団体調査の報告、モデル団体調査を踏まえた留意点の検討 |
| 第4回（12月） | 定年引上げに伴う定員管理のあり方を検討する際の考え方、検討状況調査結果の報告 |
| 第5回（2月） | 報告書案 |

2. 消防職員数の推移等について

消防職員数の推移（H 1 9～R 2）

- 消防職員数は一貫して増加傾向にある。
- 一般行政職員数は平成28年まで一貫して減少。その後、横ばい傾向にある。

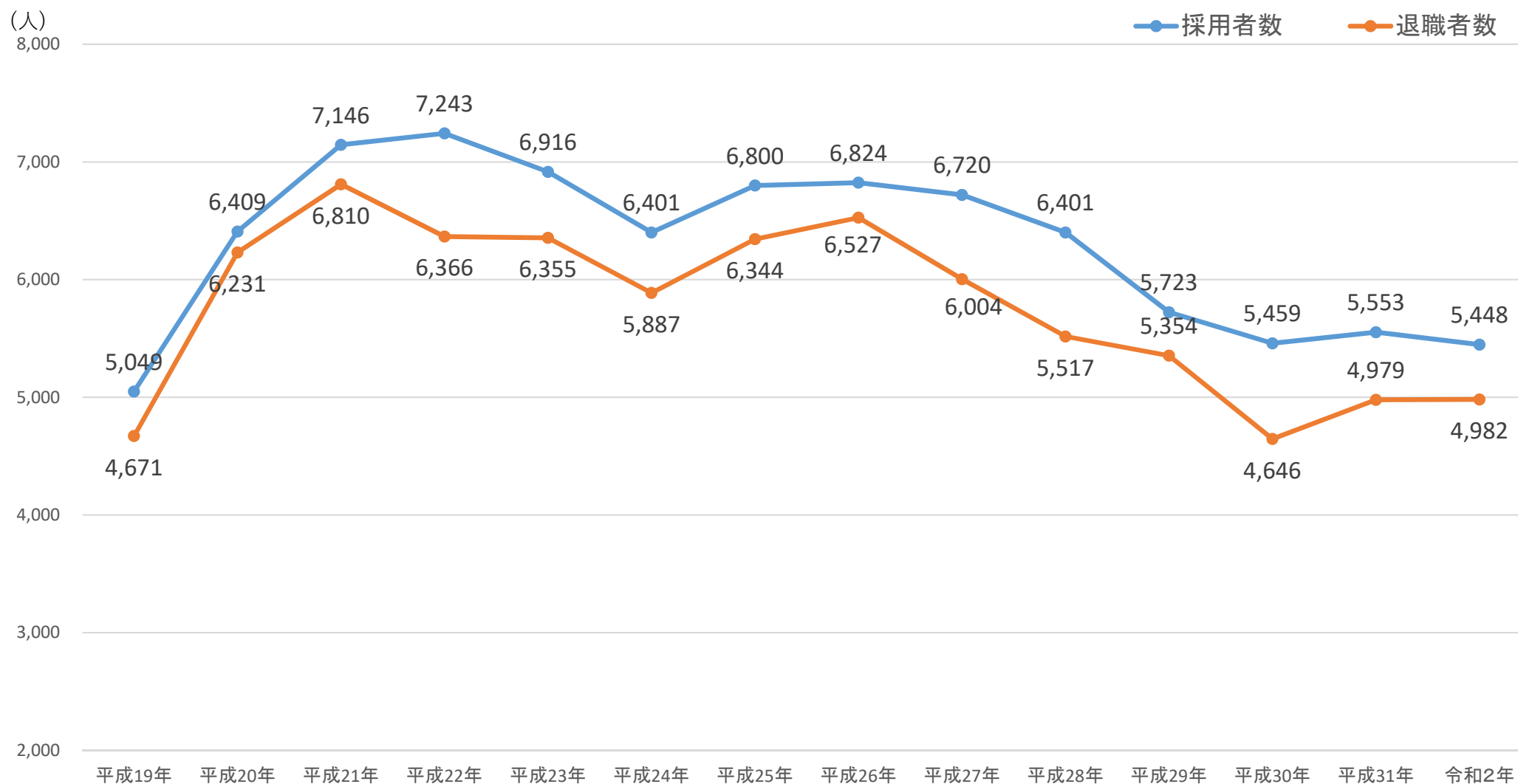


（「消防防災・震災対策現況調査」、「地方公共団体定員管理調査」より作成）

消防吏員の退職者・採用者数の推移（H19～R 2）

○ 採用者数、退職者数ともに減少傾向にある。

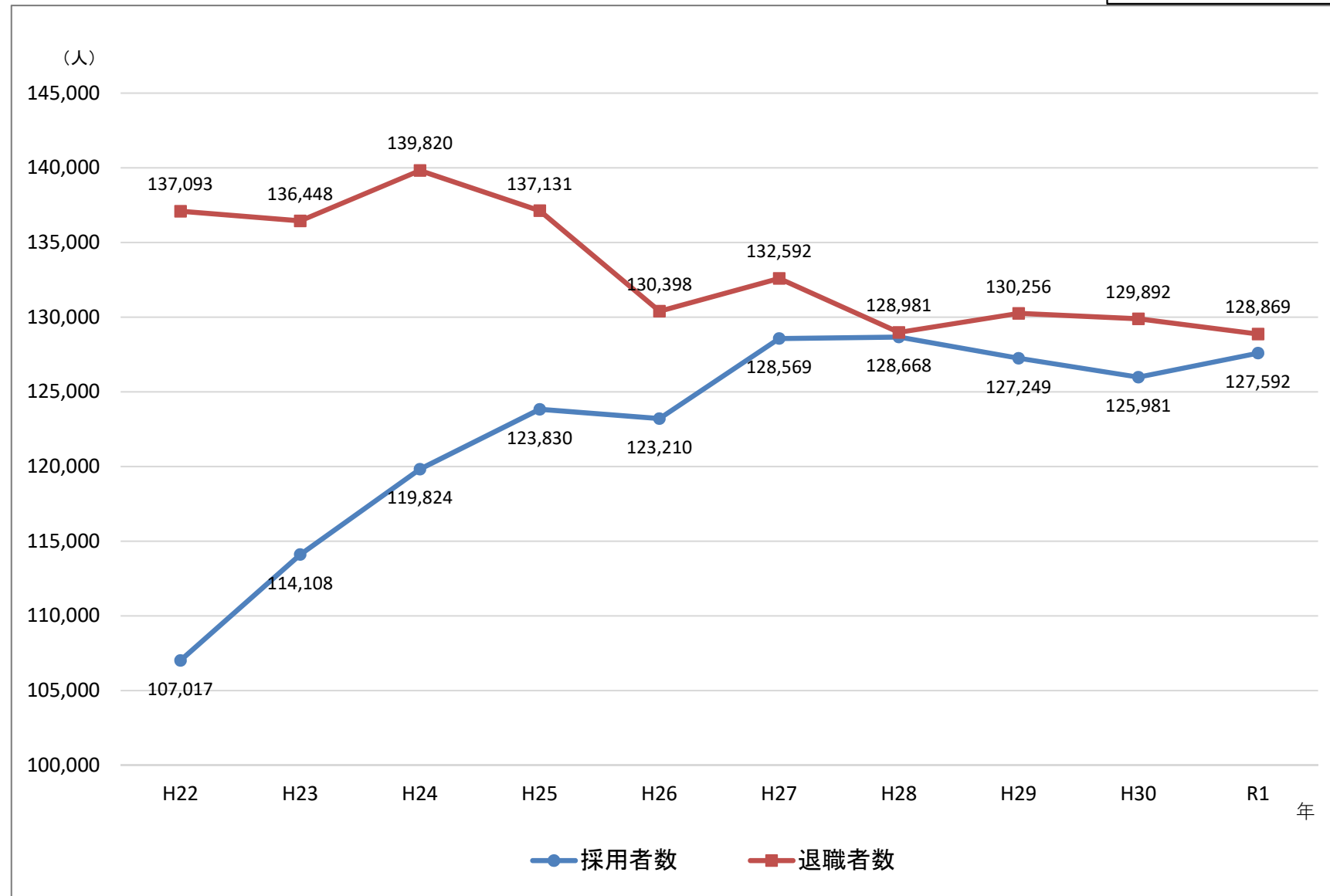
○ 一貫して採用者数が退職者数を上回っており、その差は年によって約100人～約900人となっている。



（消防防災・震災対策現況調査より作成）

【参考】地方公務員の採用者数・退職者数の推移（H22-R1）

総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第1回）資料」（抜粋）を一部修正



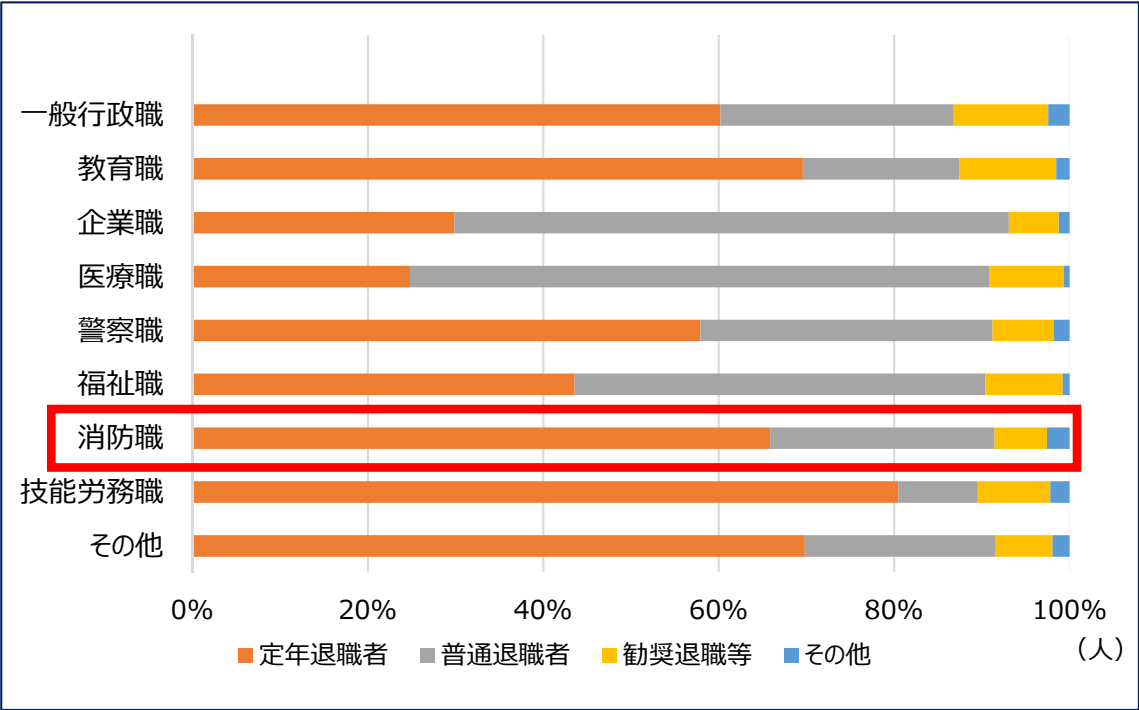
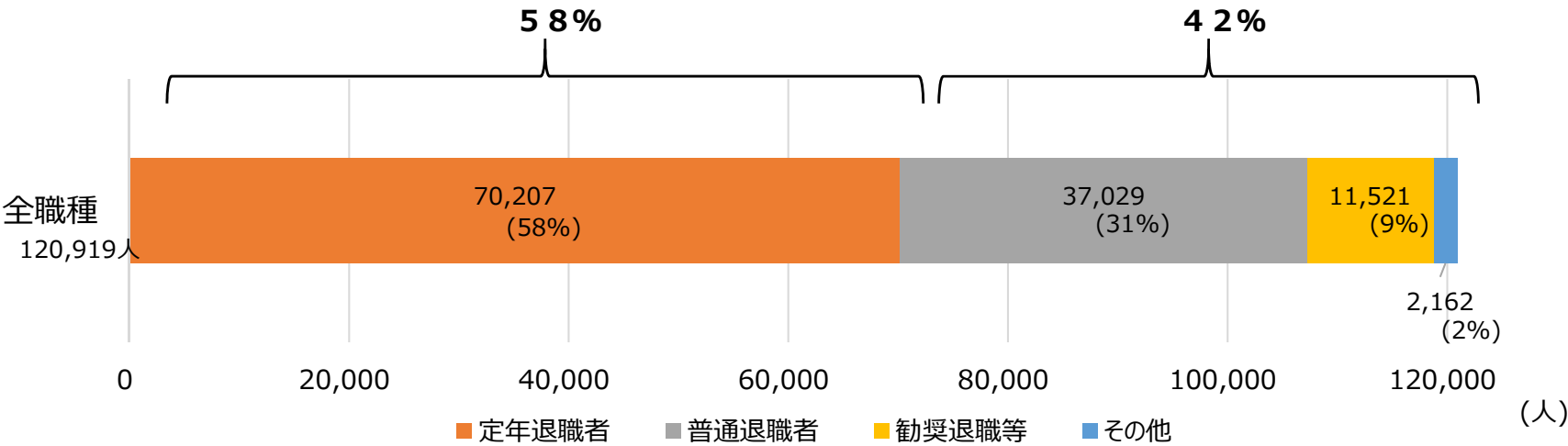
令和元年度消防職員の退職者の割合

総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第2回）資料」（抜粋）を一部修正

（総務省公務員部給与能率推進室「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第2回）資料」より引用）

定年退職者（＝定年引上げ期、2年に1回）

普通退職者等（＝毎年生じる）

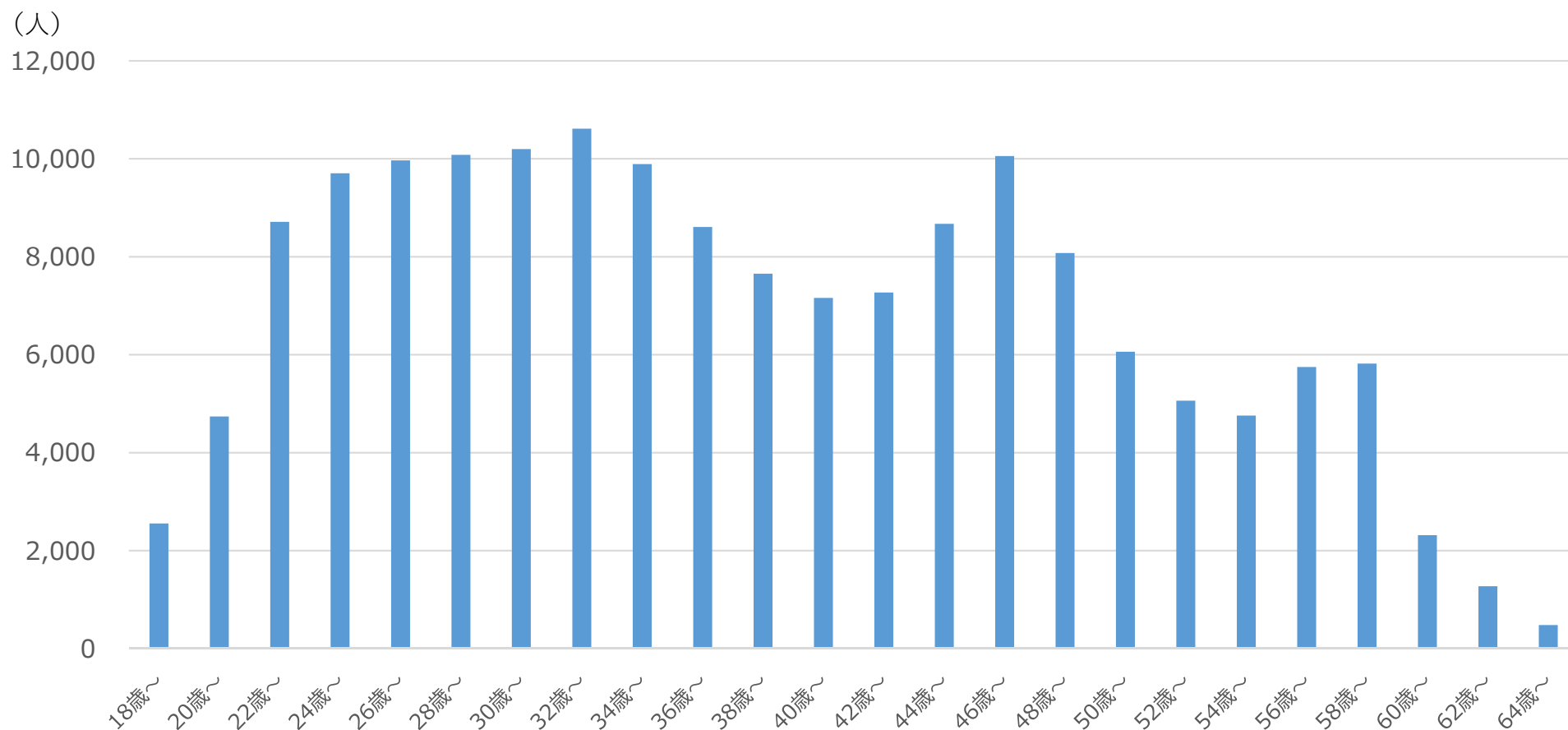


	離職者	定年退職者	普通退職者	勸奨退職等	その他
一般行政職 (税務職含む)	36,057	21,699	9,589	3,882	887
	100%	60%	27%	11%	2%
教育職	39,585	27,546	7,050	4,379	610
	100%	70%	18%	11%	2%
企業職	11,409	3,408	7,209	649	143
	100%	30%	63%	6%	1%
医療職	9,055	2,246	5,978	771	60
	100%	25%	66%	9%	1%
警察職	8,888	5,146	2,960	619	163
	100%	58%	33%	7%	2%
福祉職	5,071	2,210	2,373	447	41
	100%	44%	47%	9%	1%
消防職	4,972	3,274	1,272	297	129
	100%	66%	26%	6%	3%
技能労務職	5,372	4,322	487	444	119
	100%	80%	9%	8%	2%
その他	510	356	111	33	10
	100%	70%	22%	6%	2%

[出典]：「令和元年度 地方公務員の退職状況等調査」

年齢別消防吏員構成（R 3）

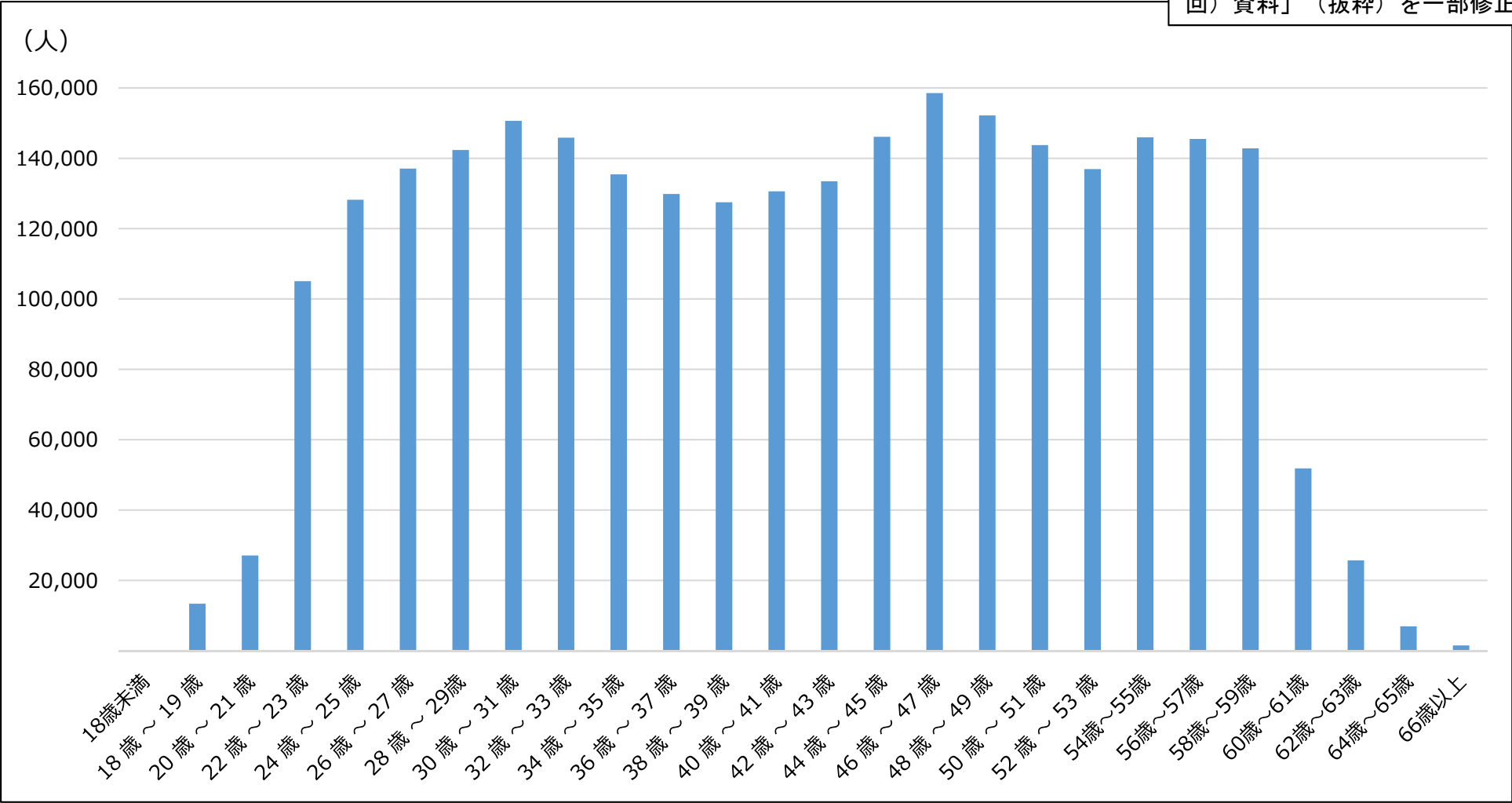
○ 若年層（20代・30代）の職員の比率がやや高い年齢構成となっている。



		～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	合計
R3	職員数	2,557人	43,196人	46,964人	41,225人	27,443人	4,078人	165,463人
	割合	1.5%	26.1%	28.4%	24.9%	16.6%	2.5%	100.0%

【参考】年齢別職員構成①（総職員）

総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第2回）資料」（抜粋）を一部修正



	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	合計
職員数	13,401人	539,757人	689,235人	720,806人	714,843人	86,052人	2,764,094人
割合	0.5%	19.5%	24.9%	26.1%	25.9%	3.1%	100.0%

[出典]：「令和2年地方公務員給与の実態」

※地方公共団体の総職員数ベース

3. 「再任用制度の運用状況等に係る調査」について

「再任用制度の運用状況等に係る調査」概要

1 趣旨・目的

消防職員の再任用制度に係る令和3年度の全国の運用状況等についての実態を把握し、各消防本部に情報を提供するとともに、今後の全国の消防本部における消防職員の高齢対策の検討資料とすることを目的としている。

2 対象消防本部

全消防本部（令和3年度は全724本部）

3 調査内容

調査では以下の項目について把握している。

- ・ 再任用職員採用実績
- ・ 再任用実績（勤務形態別、職域別）
- ・ 再任用前後の階級
- ・ 再任用職員の業務内容 等

また、令和3年度に実施した調査では、令和5年度から定年の段階的引上げが実施されることを踏まえ、以下の項目についても把握している。（調査結果については、第2回研究会で紹介予定）

- ・ 再任用職員の配置にあたり考慮した点
- ・ 安全管理について
- ・ 体力管理について
- ・ 人材育成・能力開発（キャリアパス）について 等

消防職員の定年退職者の再任用状況等

- 再任用されている者が、令和2年度は前年度から1.3倍程度に大きく増加している。これは、平成31年4月1日以降に定年を迎える、階級が消防司令以下の消防吏員については、公的年金の支給開始年齢が段階的に引上げられたことが影響していると考えられる。
- また、定年退職者のうち、再任用されている者の割合も増加傾向にある。

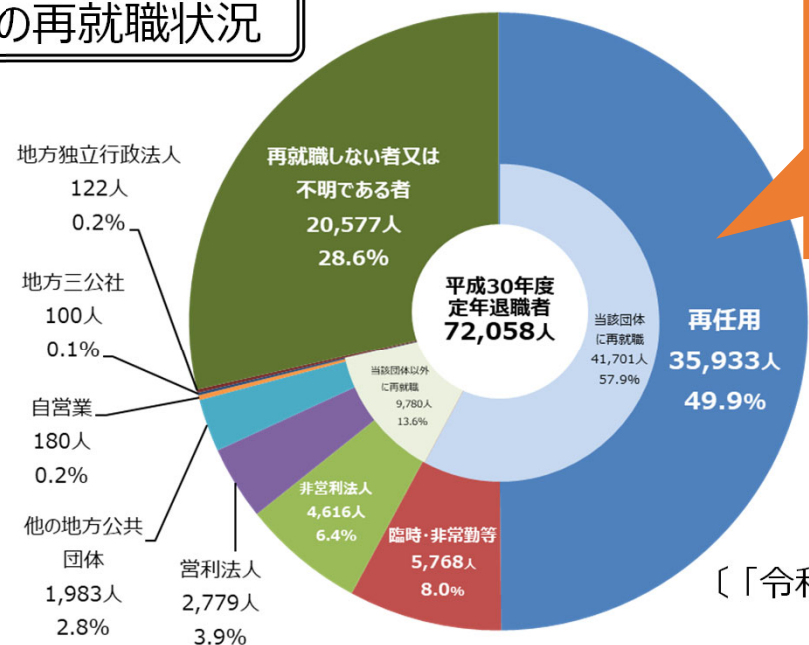
○定年退職者の再任用状況

調査年 (基準日：4月1日)	A 定年 退職者数 (人)	B うち 再任用者数 (人)		割合 (B/A)
		うち 消防本部 に採用	うち 市町村部局に採用	
H30年度	3,340	1,234		36.9%
		1,057	177	
H31年度	3,268	1,344		41.1%
		1,119	225	
R2年度	3,318	1,786		53.8%
		1,544	242	
R3年度	3,169	1,762		55.6%
		1,504	258	

【参考】平成30年度 定年退職者の再就職状況、令和元年度 再任用職員への応募状況等

(参考) 総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会 (第1回) 資料」
より抜粋

平成30年度 定年退職者の再就職状況



当該団体に再就職した者のうち
新規再任用された者(35,933人)
うちフルタイム 24,138人(33.5%)
短時間 11,795人(16.4%)

〔「令和元年度地方公務員の退職状況等調査」結果〕

令和元年度 再任用職員への応募状況等

	調査団体数 (※1)	再任用実施 団体数	実施率	再任用		
				応募者数 (※2)	採用者数	採用率
都道府県	47	47	100.0%	59,061	57,707	97.7%
政令指定都市	20	20	100.0%	20,128	19,901	98.9%
市・特別区	795	766	96.4%	38,072	37,933	99.6%
町村	926	722	78.0%	4,038	3,989	98.8%
一部事務組合等	1,529	525	34.3%	2,557	2,517	98.4%
計	3,317	2,080	62.7%	123,856	122,047	98.5%

(※1) 再任用対象者がいない団体も
含まれる。
(※2) 新規再任用のほか、任期の更新
も含まれる。

〔「令和元年度地方公務員の再任用実施状況等調査」結果〕

【参考】雇用と年金の接続について

- 公的年金の支給開始年齢が、一般職員については、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へ引き上げられることとなった。これにより、昭和28年4月2日以降に生まれた方は、60歳での定年退職後、無職であれば、無年金・無収入期間が生じている。
- しかし、特定警察職員等（消防司令以下の消防吏員、警部以下の警察職員、皇宮警部以下の皇宮護衛官等）は、通常のスケジュールと異なり、6年遅れで、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる。これにより、平成31年度の定年退職者から、無年金期間が生じることになる。

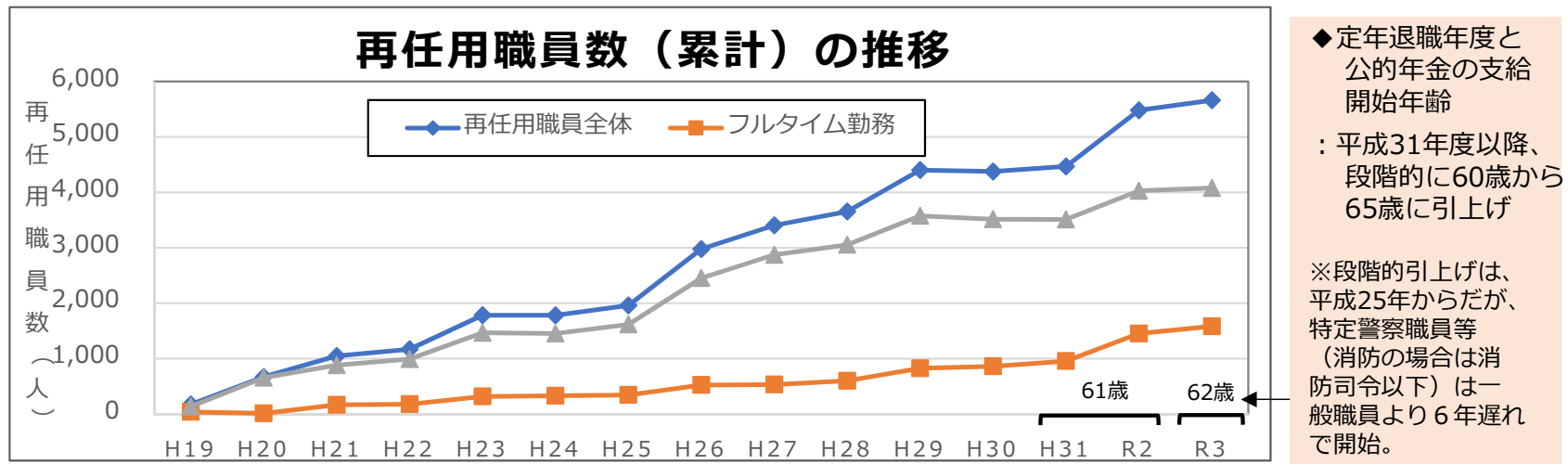
消防司令以下消防吏員（特定警察職員等）の年金支給開始年齢引上げスケジュール

生年月日		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
1958.4.2～1959.4.1 (2018年度定年退職者)	定年退職	厚生年金相当部分及び職域部分の支給					
1959.4.2～1961.4.1 (2019年度、2020年度定年退職者)	定年退職	無年金	厚生年金相当部分及び職域部分の支給				
1961.4.2～1963.4.1 (2021年度、2022年度定年退職者)	定年退職	無年金		厚生年金相当部分及び職域部分の支給			
1963.4.2～1965.4.1 (2023年度、2024年度定年退職者)	定年退職	無年金			厚生年金相当部分及び職域部分の支給		
1965.4.2～1967.4.1 (2025年度、2026年度定年退職者)	定年退職	無年金					厚生年金相当部分 及び職域部分の支給
1967.4.2以降の生まれ (2027年度以降定年退職者)	定年退職	無年金					

※図は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）施行前のものであり、同法の施行後（令和5年4月1日）は地方公務員の定年は60歳から65歳まで2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられるため、施行前より無年金期間は短くなる。

消防職員の再任用職員数の推移（平成19年度～令和3年度）

- 再任用職員の累計は増加傾向にあり、特に令和2年度には大きく増加している。これは、平成31年4月1日以降に定年を迎える、階級が消防司令以下の消防吏員については、公的年金の支給開始年齢が段階的に引上げられたことが影響していると考えられる。



	H19	H20	H21	H22	H23
フルタイム勤務	39人（22.4%）	103人（13.6%）	166人（15.8%）	178人（15.2%）	318人（17.8%）
短時間勤務	135人（77.6%）	657人（86.4%）	882人（84.2%）	992人（84.8%）	1,466人（82.2%）
再任用職員全体	174人（100.0%）	760人（100.0%）	1,048人（100.0%）	1,170人（100.0%）	1,784人（100.0%）

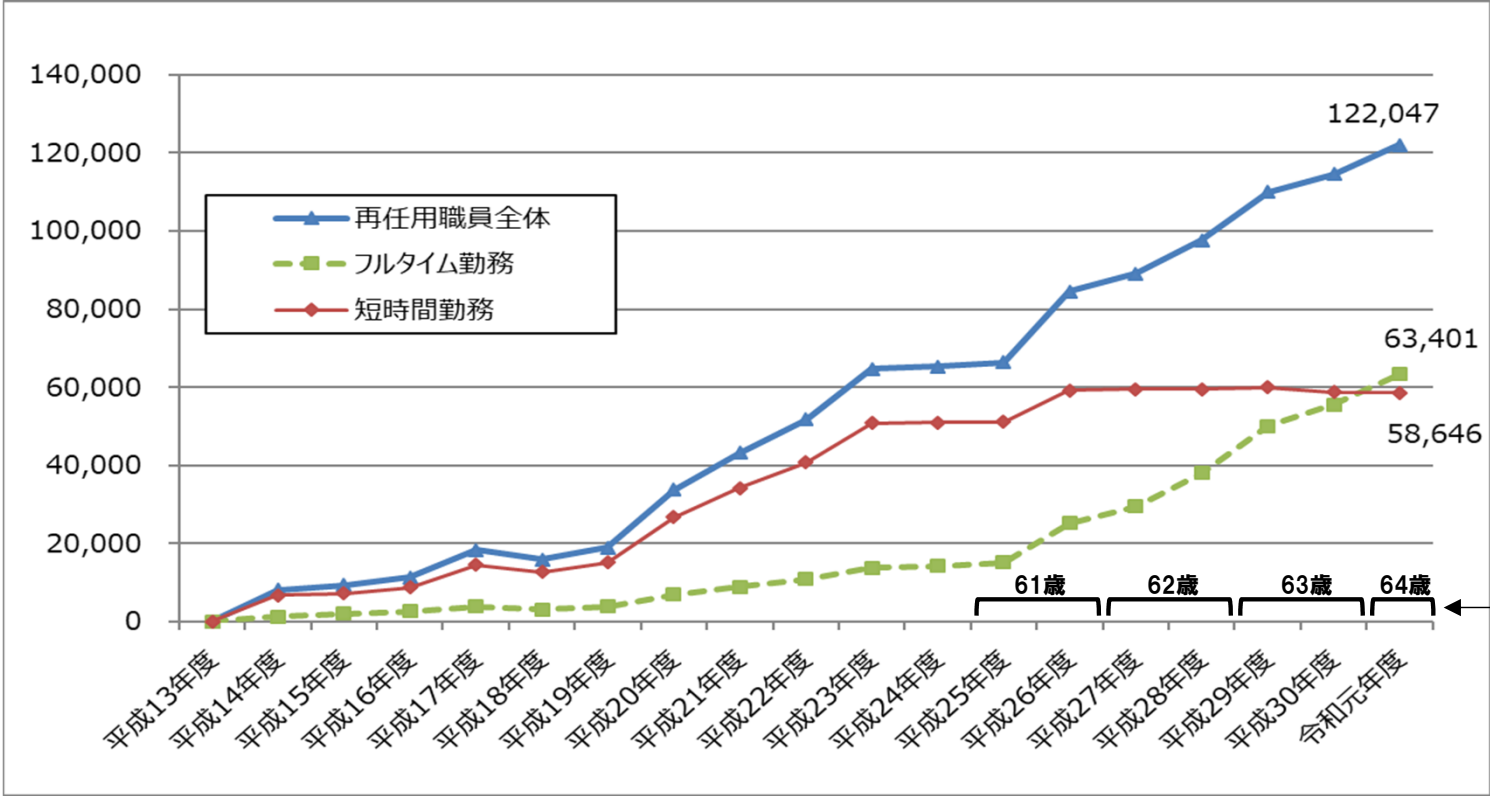
	H24	H25	H26	H27	H28
フルタイム勤務	330人（18.5%）	344人（17.5%）	524人（17.6%）	532人（15.6%）	600人（16.4%）
短時間勤務	1,452人（81.5%）	1,617人（82.5%）	2,454人（82.4%）	2,873人（84.4%）	3,054人（83.6%）
再任用職員全体	1,782人（100.0%）	1,961人（100.0%）	2,978人（100.0%）	3,405人（100.0%）	3,654人（100.0%）

	H29	H30	H31	R2	R3
フルタイム勤務	825人（18.7%）	862人（19.7%）	956人（21.4%）	1,453人（26.5%）	1,583人（28.0%）
短時間勤務	3,577人（81.3%）	3,515人（80.3%）	3,511人（78.6%）	4,028人（73.5%）	4,078人（72.0%）
再任用職員全体	4,402人（100.0%）	4,377人（100.0%）	4,467人（100.0%）	5,481人（100.0%）	5,661人（100.0%）

※調査基準日（各年調査年度4月1日現在）における再任用採用職員数〔「再任用制度の運用等に係る調査」結果より〕

【参考】地方公務員の再任用職員数の推移（平成13年度～令和元年度）

（参考）総務省自治行政局公務員部
「定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する
検討会（第1回）資料」より抜粋



◆定年退職年度と
公的年金の支給
開始年齢
：平成25年度以降、
段階的に60歳から
65歳に引上げ

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
フルタイム	76.8% (86人)	16.9% (1,383人)	22.4% (2,090人)	23.5% (2,681人)	20.9% (3,842人)	19.7% (3,121人)	20.4% (3,891人)
短時間	23.2% (26人)	83.1% (6,784人)	77.6% (7,258人)	76.5% (8,745人)	79.1% (14,548人)	80.3% (12,755人)	79.6% (15,156人)
全体	100.0% (112人)	100.0% (8,167人)	100.0% (9,348人)	100.0% (11,426人)	100.0% (18,390人)	100.0% (15,876人)	100.0% (19,047人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
フルタイム	20.8% (7,028人)	20.7% (8,942人)	21.0% (10,860人)	21.4% (13,846人)	21.8% (14,209人)	22.8% (15,152人)	29.8% (25,229人)
短時間	79.2% (26,708人)	79.3% (34,278人)	79.0% (40,867人)	78.6% (50,930人)	78.2% (51,076人)	77.2% (51,230人)	70.2% (59,315人)
全体	100.0% (33,736人)	100.0% (43,220人)	100.0% (51,727人)	100.0% (64,776人)	100.0% (65,285人)	100.0% (66,382人)	100.0% (84,544人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
フルタイム	33.1% (29,520人)	39.0% (38,121人)	45.5% (50,086人)	48.6% (55,652人)	51.9% (63,401人)
短時間	66.9% (59,606人)	61.0% (59,600人)	54.5% (59,930人)	51.4% (58,848人)	48.1% (58,646人)
全体	100.0% (89,126人)	100.0% (97,721人)	100.0% (110,016人)	100.0% (114,500人)	100.0% (122,047人)

消防職員の再任用職員の勤務形態別職員数（令和３年４月１日）

- フルタイムの職員は、短時間勤務職員に対して、交替制勤務が多い。
- 一方で、短時間勤務の職員はフルタイムの職員と比べて毎日勤務や市長部局等での勤務が多い。

※ 交替制勤務とは、一定期間をサイクルとした、２４時間体制勤務のこと。

例：２交代制の場合

1	2	3	4	5	6	7	8
当番	非番	当番	非番	当番	非番	週休日	週休日

勤務形態別再任用職員数

- フルタイム勤務職員 1,583人（28.0%）、うち 毎日勤務は520人、交替制勤務は854人、市長部局等は209人
- 短時間勤務職員 4,078人（72.0%）、うち 毎日勤務は2,057人、交替制勤務は1,307人、市長部局等は714人

再任用種別 勤務形態種別	合計 (a)		フルタイム (b)		短時間 (c)	
		割合		割合		割合
毎日勤務	2,577人	45.5%	520人	32.8%	2,057人	50.4%
交替制勤務	2,161人	38.2%	854人	53.9%	1,307人	32.1%
市長部局等	923人	16.3%	209人	13.2%	714人	17.5%
合計	5,661人	100.0%	1,583人	100.0%	4,078人	100.0%

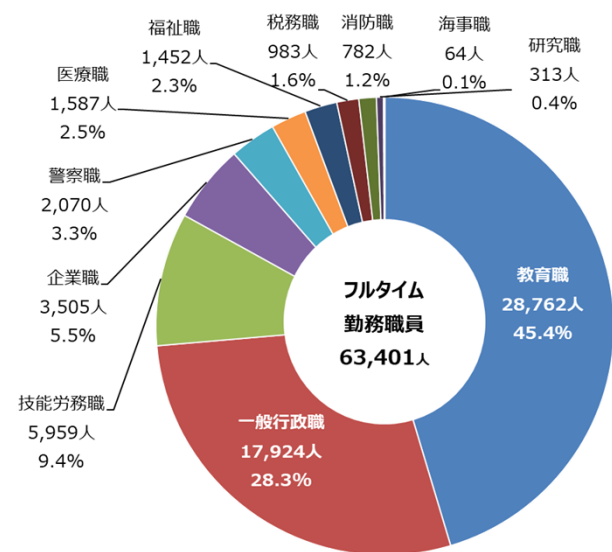
【参考】地方公務員の再任用職員の職種別、勤務形態別職員数（令和元年度実績）

（参考）総務省自治行政局公務員部「定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会（第1回）資料」より抜粋

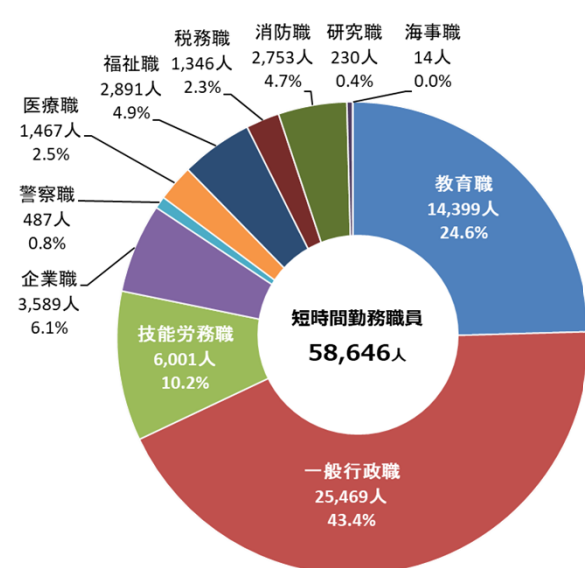
- フルタイム勤務職員 63,401人（51.9%）、うち 教育職は28,762人（45.4%） 一般行政職は17,924人（28.3%）
- 短時間勤務職員 58,646人（48.1%）、うち 一般行政職は25,469人（43.4%） 教育職は14,399人（24.6%）

職種別再任用職員数

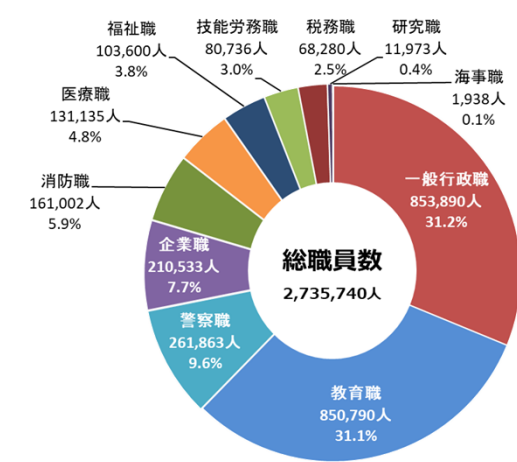
フルタイム勤務職員の職種別割合



短時間勤務職員の職種別割合



【参考】総職員の職種別割合



※平成31年4月1日地方公務員給与実態調査結果から臨時職員等を除いたもの。

勤務形態別再任用職員数

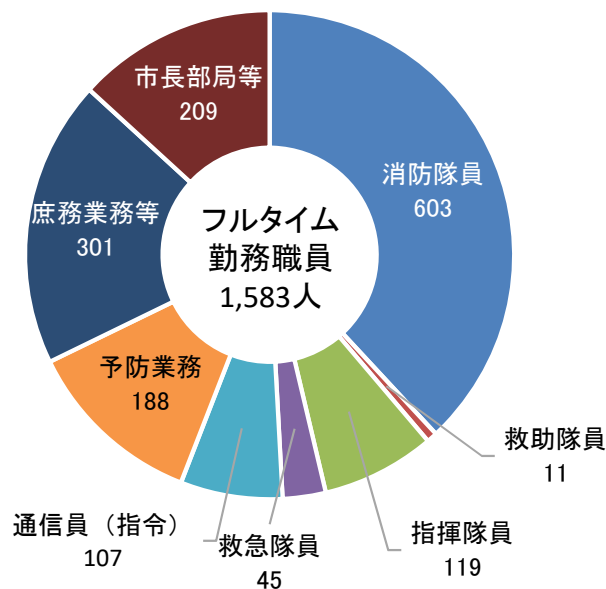
	合 計 (a)	フルタイム勤務職員 (b)	構成比 (b/a)	短時間勤務職員 (c)	構成比 (c/a)
都道府県	57,707	36,321	62.9%	21,386	37.1%
政令指定都市	19,901	10,126	50.9%	9,775	49.1%
市・特別区	37,933	13,889	36.6%	24,044	63.4%
町村	3,989	2,024	50.7%	1,965	49.3%
一部事務組合等	2,517	1,041	41.4%	1,476	58.6%
合計	122,047	63,401	51.9%	58,646	48.1%

消防職員の再任用職員の職種別職員数（令和３年４月１日）

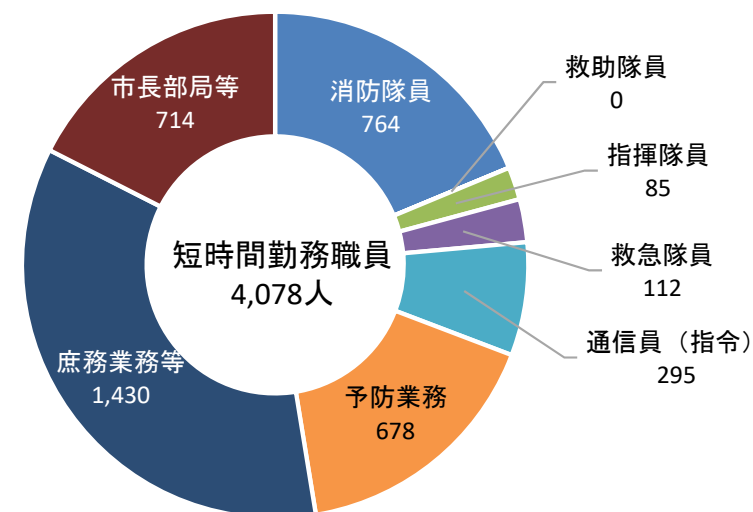
- フルタイム職員は、現場業務従事者（消防隊員、救助隊員、指揮隊員、救急隊員）の割合が短時間勤務職員と比較して多い。
- 短時間勤務職員は、予防業務、庶務業務等、市長部局等の業務に従事している割合が高い。
- フルタイムでも短時間勤務でも、体力を必要とする救助隊員に充てている例は極めて少ない。また、救急隊員として充てられている例も少ない。

職種別再任用職員数

フルタイム勤務職員の職種別割合



短時間勤務職員の職種別割合



〔「令和３年度再任用の運用等に係る調査」結果より〕

消防職員の再任用職員の業務について（現場業務）

- 現場業務に従事している再任用職員のいる消防本部の状況は以下の通り。

再任用種別 担当業務	フルタイム		短時間	
	本部数 A	割合 (A/540)	本部数 B	割合 (B/540)
消防隊員	93	17.2%	108	20.0%
救助隊員	8	1.5%	4	0.7%
指揮隊員	32	5.9%	21	3.9%
救急隊員	31	5.7%	46	8.5%

※ 割合の母数は、再任用職員のいる消防本部

〔「令和3年度再任用の運用等に係る調査」結果より〕

消防職員の再任用職員の業務について（現場業務）

- 消防職員の再任用職員のうち、現場業務に従事している者の状況は以下の通り。
- フルタイムの職員については、短時間勤務職員と比較して「隊員」に配置する本部の割合が高く、機関員に配置する本部の割合が低かった。

勤務形態 担当業務		隊長		隊員		機関員		その他	
		本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
消防隊員	フルタイム (N=93本部)	33	35.5%	77	82.8%	65	69.9%	1	1.1%
	短時間 (N=108本部)	22	20.4%	91	84.3%	75	69.4%	7	6.5%
救助隊員	フルタイム (N=8本部)	3	37.5%	6	75.0%	4	50.0%	0	0.0%
	短時間 (N=4本部)	1	25.0%	2	50.0%	4	100.0%	0	0.0%
指揮隊員	フルタイム (N=32本部)	14	43.8%	22	68.8%	19	59.4%	3	9.4%
	短時間 (N=21本部)	3	14.3%	12	57.1%	12	57.1%	3	14.3%
救急隊員	フルタイム (N=31本部)	13	41.9%	25	80.6%	20	64.5%	0	0.0%
	短時間 (N=46本部)	10	21.7%	36	78.3%	36	78.3%	4	8.7%

※ 機関員とは消防車両等を運用する職員をいう。

※ 指揮隊とは現場で他隊の安全管理・消防本部との調整等を行う隊をいう。〔「令和3年度再任用の運用等に係る調査」結果より〕

消防吏員の再任用職員の階級について（令和3年4月1日時点）

- 再任用された消防吏員の「定年退職時等における階級」と「再任用時における階級」については表の通りである（消防吏員には課長、係長等の一般的な役職に加え、階級が定められている。）。
- 退職時に管理職であった消防吏員について、非管理職とする例が多い。

再任用時の階級 退職時の階級						概ね消防司令長 以上が管理職				合計
	消防士	消防副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長	消防監	消防正監	消防司監	
消防副士長	3	17	1	0	0	0	0	0	0	21
消防士長	8	19	59	0	0	0	0	0	0	86
消防司令補	11	21	91	19	0	0	0	0	0	142
消防司令	9	29	169	42	6	0	0	0	0	255
消防司令長	6	21	145	78	21	11	0	0	0	282
消防監	2	5	72	45	19	6	7	0	0	156
消防正監	0	1	12	6	12	7	1	3	0	42
消防司監	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
合計	39	113	549	190	59	25	8	3	0	986

単位：本部数

〔「令和3年度再任用の運用等に係る調査」結果より〕

【参考】消防吏員の階級について

■ 消防吏員の階級と職務の例

概要 階級	職 務										(参考) 警察官 の階級
	組織法第27条第2項の特別区 (=東京消防庁)の消防長		指定都市又は人口70万人以上 の市町村の消防長		吏員数200人以上又は人口30 万人以上の市町村の消防長		吏員数100人以上又は人口10 万人以上の市町村の消防長		左記以外(吏員数100人未満かつ 人口10万人未満)の市町村の消 防長		
	本部	消防署	本部	消防署	本部	消防署	本部	消防署	本部	消防署	
消防総監 	・消防長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警視総監
消防司監 	・次長 ・部長	—	・消防長	—	—	—	—	—	—	—	警視監
消防正監 	・部長 ・方面本部長	—	・次長 ・部長	—	・消防長	—	—	—	—	—	警視長
消防監 	・参事 ・課長	・署長	・課長	・署長	・次長 ・部長	・署長	・消防長	—	—	—	警視正
消防司令長 	・課長 ・副参事	・副署長 ・課長	・課長	・副署長 ・課長 ・大隊長	・課長	・副署長 ・大隊長	・次長 ・課長	・署長	・消防長	—	警視
消防司令 	・課長補佐 ・係長	・大隊長 ・課長補佐 ・係長	・課長補佐 ・係長	・課長補佐 ・係長 ・中隊長	・課長補佐 ・係長	・中隊長 ・小隊長 ・課長補佐	・課長補佐	・副署長 ・課長 ・大隊長	・次長 ・課長	・署長 ・副署長	警部
消防司令補 	・主任	・中隊長 ・小隊長 ・主任	・主任 ・主査	・小隊長	・主査	・係長 ・主査	・係長	・中隊長 ・係長	・係長	・中隊長 ・小隊長 ・係長	警部補
消防士長 	・副主任	・隊員 ・係員	・副主任	・隊員 ・係員	・主任	・隊員 ・主任	・主査	・小隊長 ・主査	・主査	・小隊長 ・係長 ・主査	巡查部長
消防副士長 	・係員	・隊員 ・係員	・係員	・隊員 ・係員	・副主任	・隊員 ・係員	・副主査	・副主査	・副主査	・副主査	巡查長
消防士 	・係員	・隊員 ・係員	・係員	・隊員 ・係員	・係員	・隊員 ・係員	・係員	・隊員 ・係員	・係員	・隊員 ・係員	巡查

※一般的に、消防司令長(課長職)以上が管理職手当を支給されている。ただし小規模な消防本部等にあつては、消防司令以上が管理職手当支給の対象とされている場合もある。

【参考】地方公務員の再任用職員の職位に関する調（一般行政職）（令和元年度実績）

（参考）総務省自治行政局公務員部「定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会（第1回）資料」より抜粋

○フルタイム再任用「定年退職時等における職位」と「再任用時における職位」の数

再任用時における職位 定年退職時等における職位	管 理 職	課 長 補 佐 相 当 職	係 長 相 当 職	そ の 他	合 計
管 理 職	1,713 (22.5%)	1,283 (16.9%)	2,046 (26.9%)	2,564 (33.7%)	7,606 (100%)
課 長 補 佐 相 当 職	0	697	1,506	1,922	4,125
係 長 相 当 職	0	0	813	2,117	2,930
そ の 他	0	0	78	3,183	3,261
合 計	1,713	1,980	4,443	9,786	17,922

○短時間再任用「定年退職時等における職位」と「再任用時における職位」の数

再任用時における職位 定年退職時等における職位	管 理 職	課 長 補 佐 相 当 職	係 長 相 当 職	そ の 他	合 計
管 理 職	520 (4.5%)	1,224 (10.6%)	2,409 (20.9%)	7,369 (64.0%)	11,522 (100%)
課 長 補 佐 相 当 職	7	61	1,464	3,919	5,451
係 長 相 当 職	1	0	598	3,534	4,133
そ の 他	1	0	87	4,264	4,352
合 計	529	1,285	4,558	19,086	25,458

〔「令和元年度地方公務員の再任用実施状況等調査」結果から加工〕

4. 「定年引き上げに係る定員管理の在り方に関する調査」について

「定年引き上げに係る定員管理の在り方に関する調査」概要

1 趣旨・目的

消防本部における、今後の職種ごとの採用・退職者の状況や60歳以降の職員の働き方の動向等を踏まえた、中・長期的な採用・退職のあり方の検討状況を把握することにより、定年引き上げに伴う留意点を整理する上での課題を明らかにすることを目的とする。

2 対象消防本部

大規模消防本部（職員数1,000人以上）	1 本部	（本資料中 A 消防本部）
中規模消防本部（職員数300人～500人程度）	2 本部	（本資料中 B・C 消防本部）
小規模消防本部（職員数300人以下）	2 本部	（本資料中 D・E 消防本部）

3 調査内容

① 職域ごとの職員数 等

職域（消防隊、予防業務 等）ごとの現在の職員数や、級別（係員、係長 等）及び階級別（消防士、消防士長 等）の職員数

② 退職者数の見込み

令和3年度から令和14年度までの退職者数の見込みやその考え方。

③ 新規採用者数の見込み

令和3年度から令和14年度までの新規採用者数の見込みやその考え方。

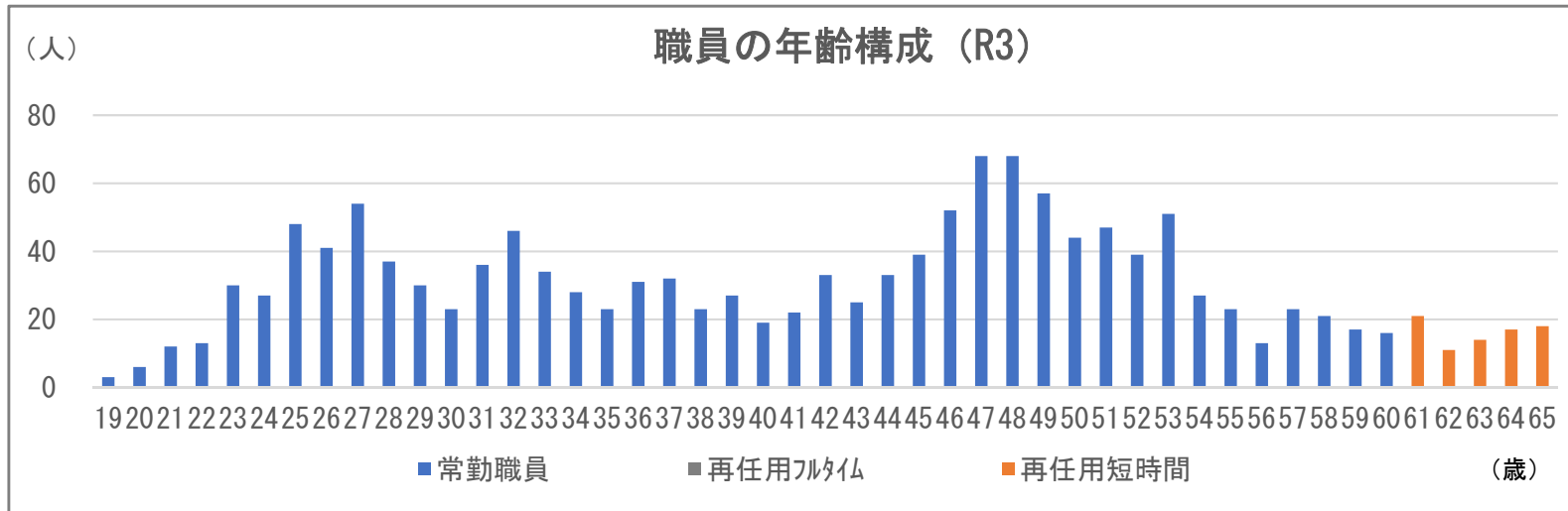
④ 職域別年齢構成の見込み

令和15年4月1日時点の職域（消防隊、予防業務 等）ごとの年齢別職員数の見込み。

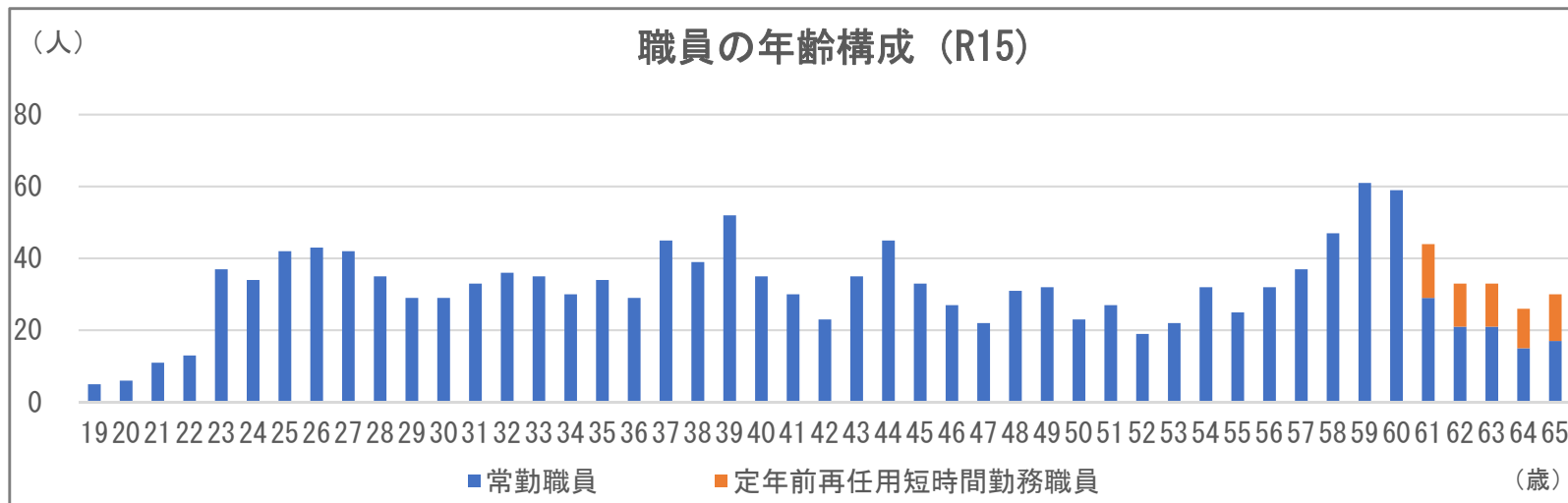
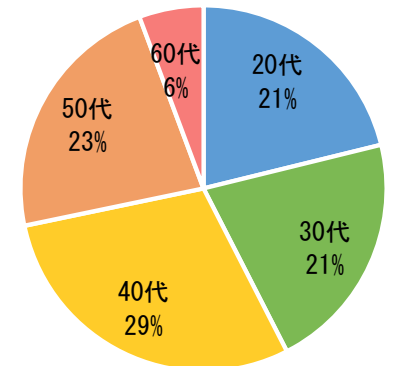
消防本部 A（大規模本部）の年齢構成

消防本部Aの職員数の考え方

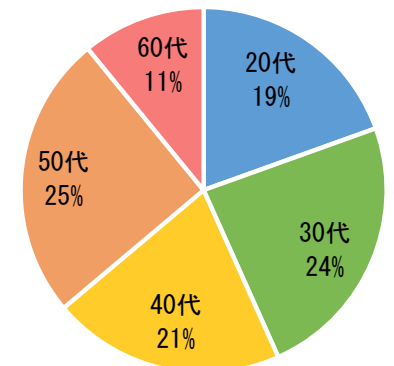
消防力の整備計画、消防力の強化のために増員していく計画のほか、定年引上げを考慮し、新規採用職員の継続的な確保のため、一時的な職員数の増を見込んでいる。



年齢構成（R3）計1,425人



年齢構成（R15）計1,520人



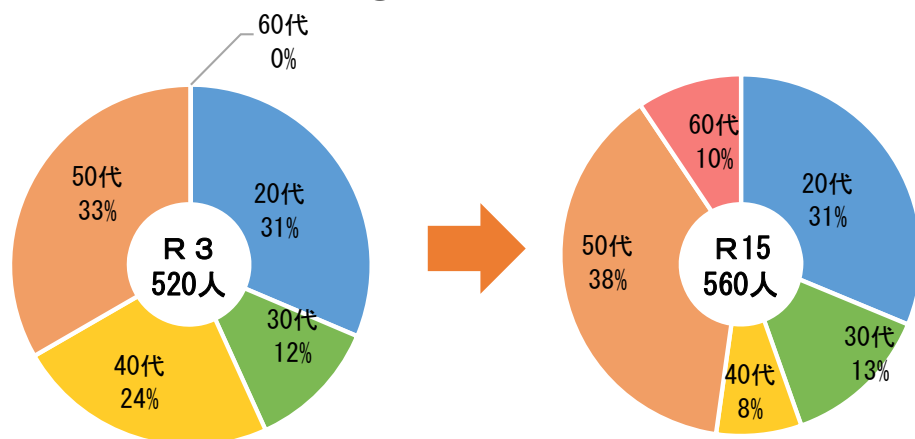
※年齢は当該年度に達する年齢

消防本部 A（大規模本部）の職域ごとの年齢構成（現場業務）

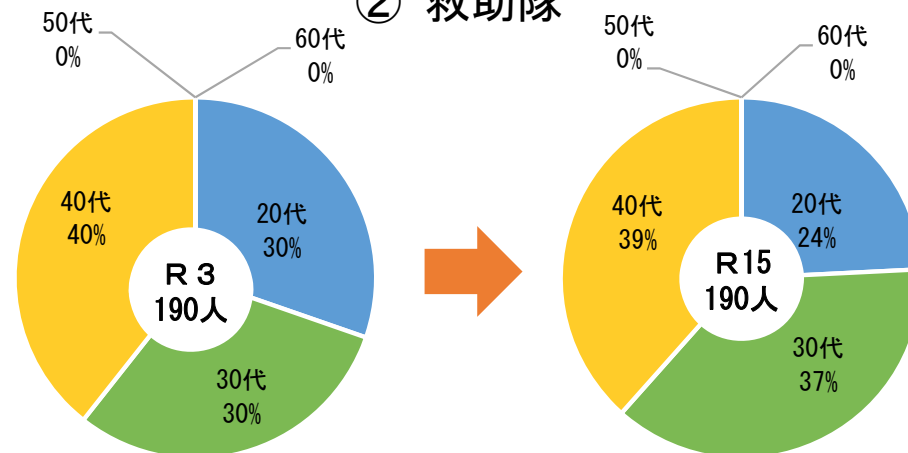
消防本部 A の配置（p. 3 6・3 7）の考え方

定年引き上げ後の職員の健康面や身体的能力、モチベーション等を考慮すると、救助隊、救急隊、予防業務に若手職員を配置する必要から、これらの年齢構成をあまり変えないこととする推計方法を取っている。

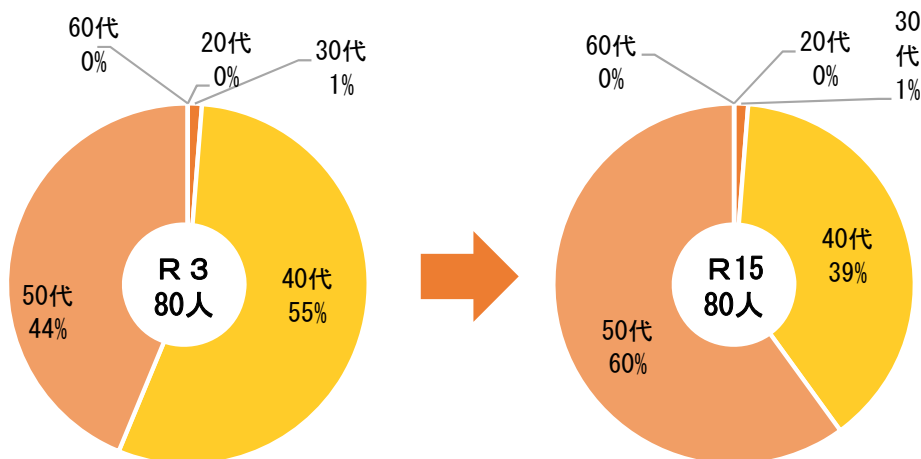
① 消防隊



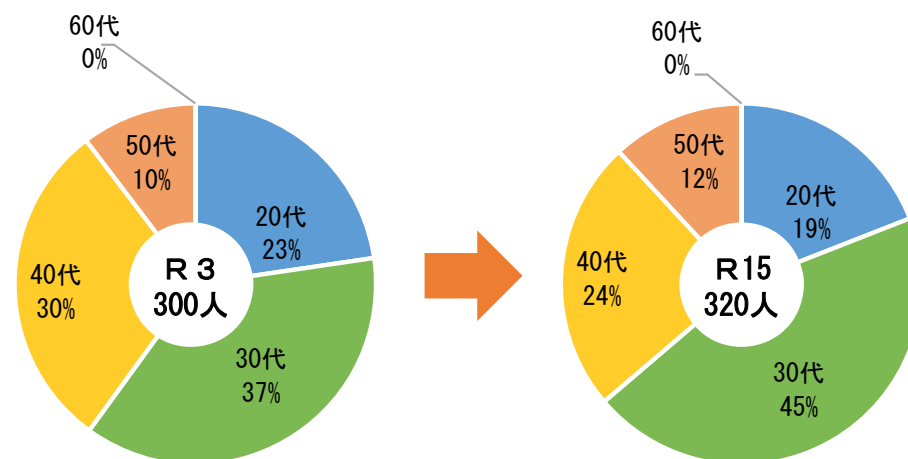
② 救助隊



③ 指揮隊



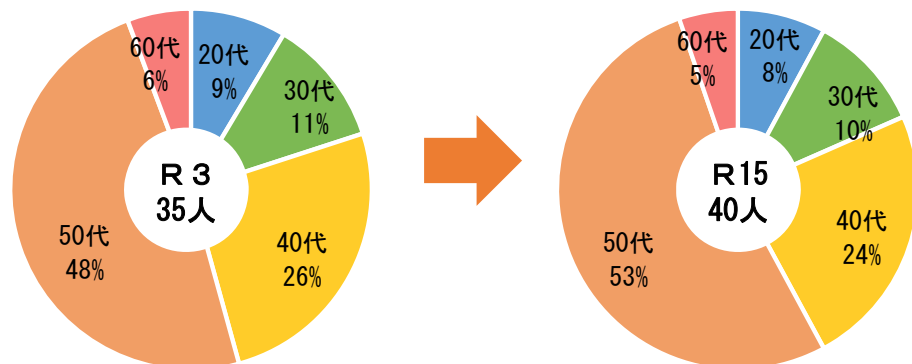
④ 救急隊



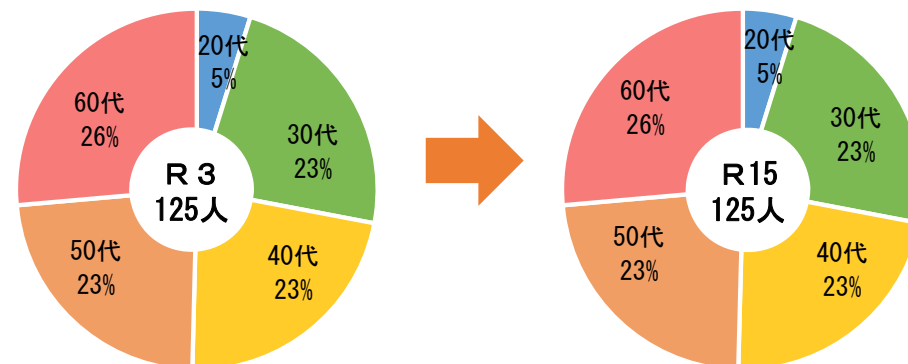
■ 20代（19歳～29歳）
 ■ 30代（30歳～39歳）
 ■ 40代（40歳～49歳）
 ■ 50代（50歳～60歳）
 ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部 A（大規模本部）の職域ごとの年齢構成（非現場業務）

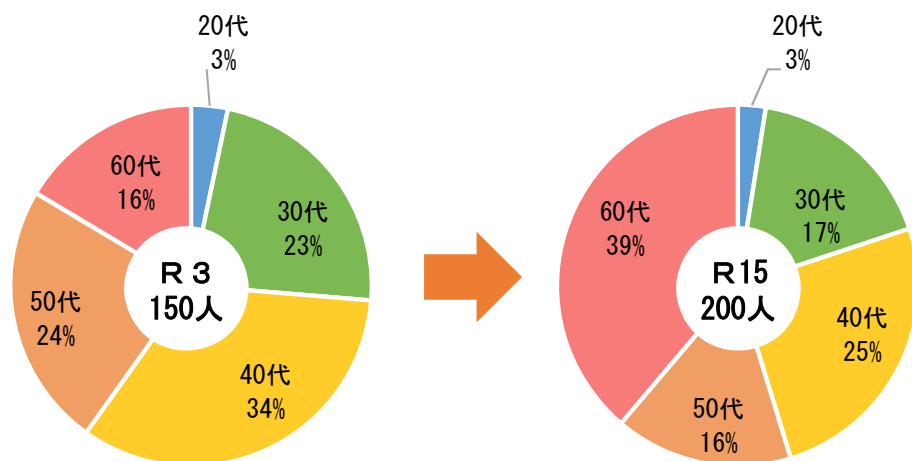
⑤ 指令業務



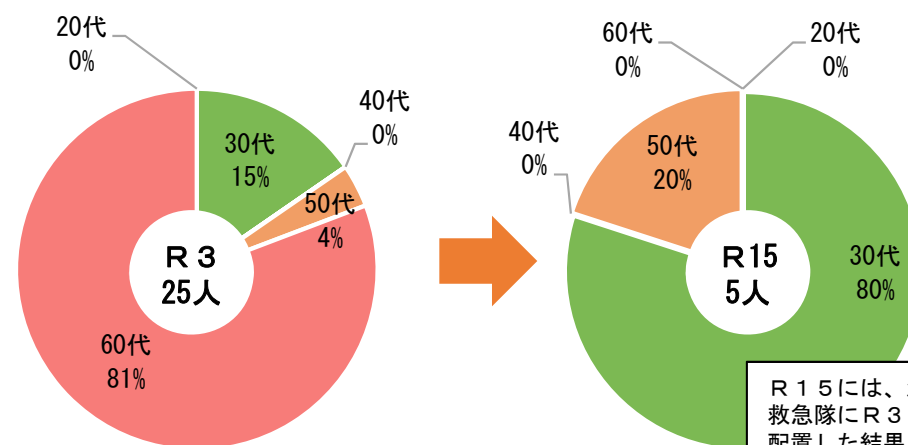
⑥ 予防業務



⑦ 庶務業務等



⑧ 市長部局・その他



R15には、消防隊や救急隊にR3より多く配置した結果、⑧の人数が減る見込みを立てている。

■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部Aの課題

- 消防職の8割以上が災害現場対応業務を行うポストであり、今後、高齢期職員を当該業務に従事させる必要がある。しかし、高齢期職員は、管理職として長く現場から離れている場合が多く、加齢に伴う身体機能の低下も考慮しなければならないことから、高齢期職員の配置に関しては、
 - ・ 警防・救急については、職員の高齢化を考慮した乗車人員の年齢の組み合わせや、人員の増 等
 - ・ 予防については、高齢期に予防分野で活躍できるよう、若年期からの人材育成 等
 - ・ より働きやすい現場環境作りのための軽量の装備の導入 等について、検討の必要がある。
- 消防本部の高齢化（定年延長者の割合が最も高い）のピークはおおよそ定年延長制度が完成する令和14年度以降となるため、その先の推移も考慮し定員管理や新規採用職員の動向を探る必要がある。
- 現在は救急車等の乗車人員を算定する上では、消防力の整備指針に従い、人口や住民の高齢化率、防火対象物、地域の実情などを考慮してきたが、今後は職員の高齢化率（人員措置係数の見直しや定年延長者の割合）も考慮すべきか検討する必要がある。
- 高齢職員が長期的に活躍するため、資格取得・研修といった人材育成を強化していく必要がある。

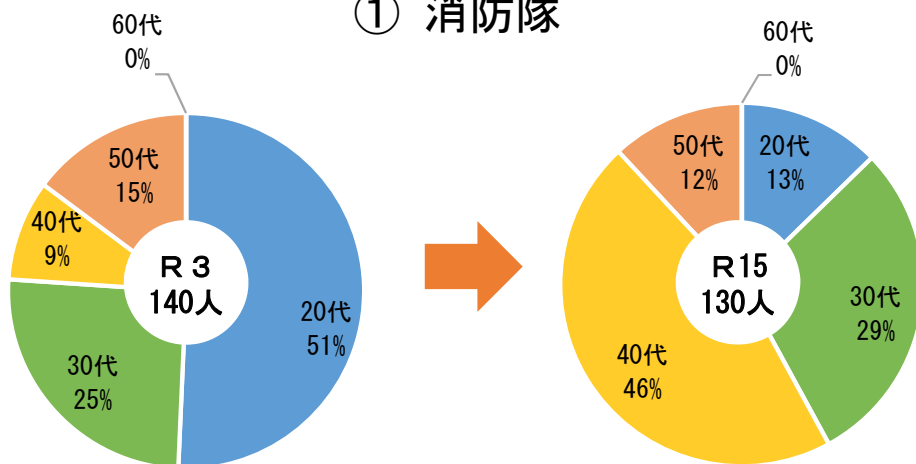
消防本部B（中規模本部）の職域ごとの年齢構成（現場業務）

消防本部Bの配置（p.40・41）の考え方

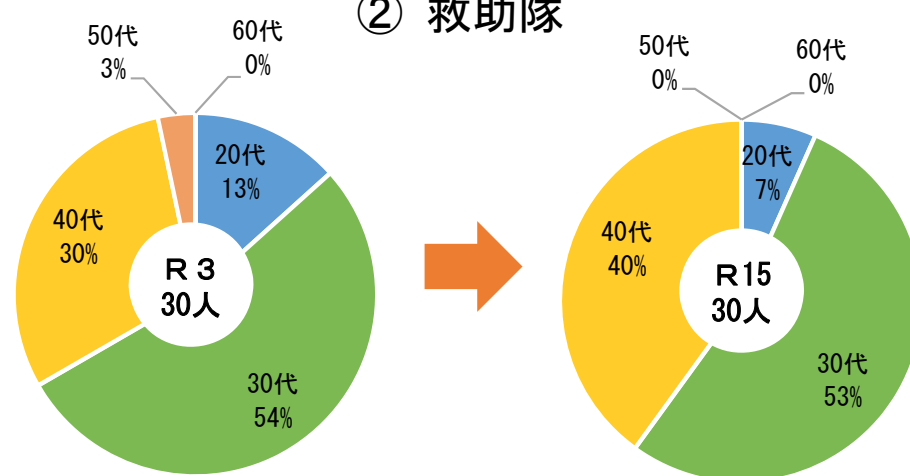
60歳以上となる職員については、現場業務に配置することを考えていないことから、非現場業務に60代の職員が多く含まれることとなる。また、消防隊、救助隊、救急隊の順に優先的に体力のある20代・30代の職員を配置し、消防力の維持を図る見込み。

なお、消防本部Bは職員が複数の職域を兼務しているため（例：消防隊員兼救助隊員兼予防業務従事者）、主たる職域に人数を計上している。

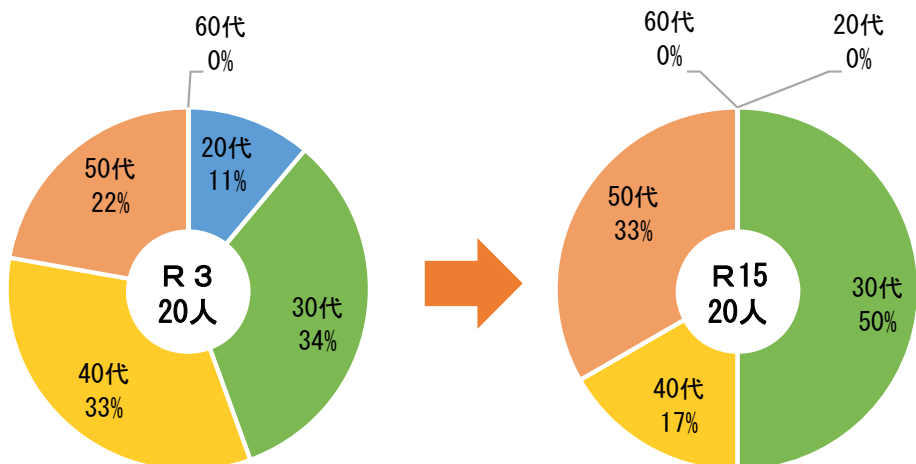
① 消防隊



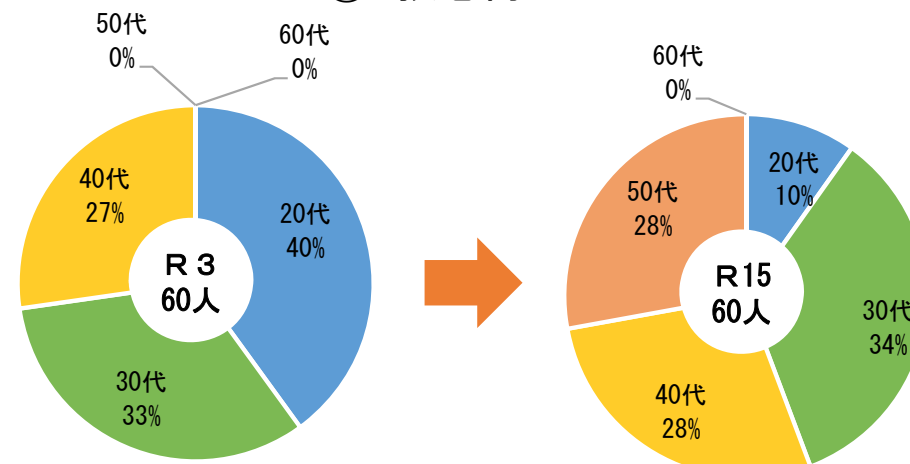
② 救助隊



③ 指揮隊



④ 救急隊

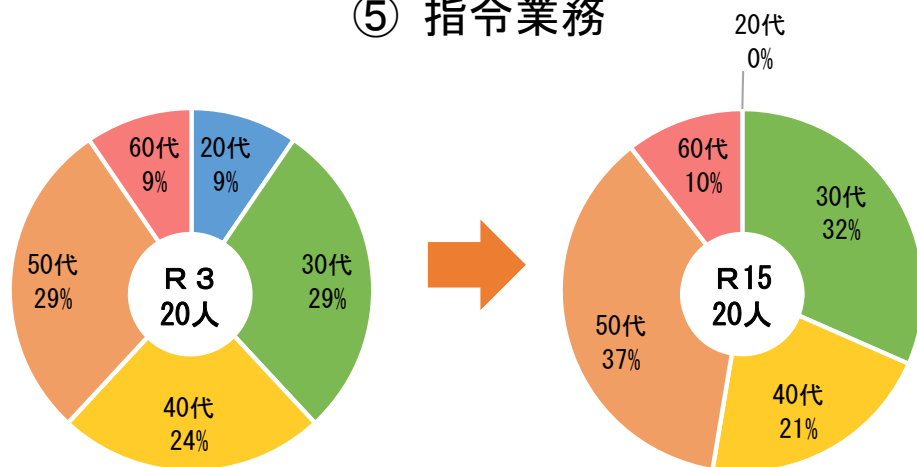


■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳

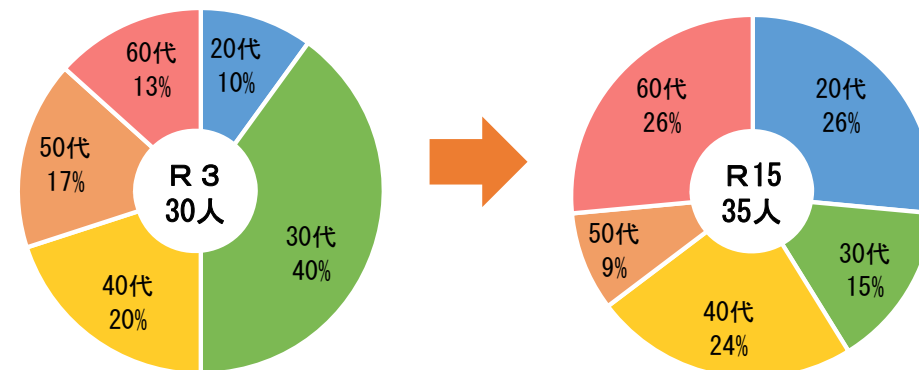
※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部B（中規模本部）の職域ごとの年齢構成（非現場業務）

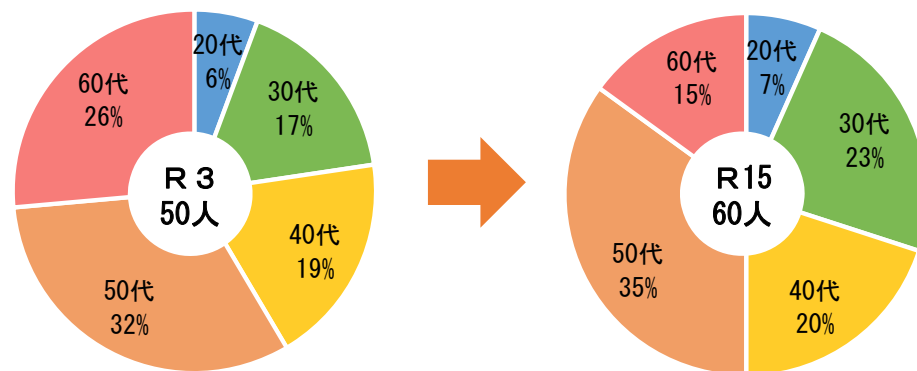
⑤ 指令業務



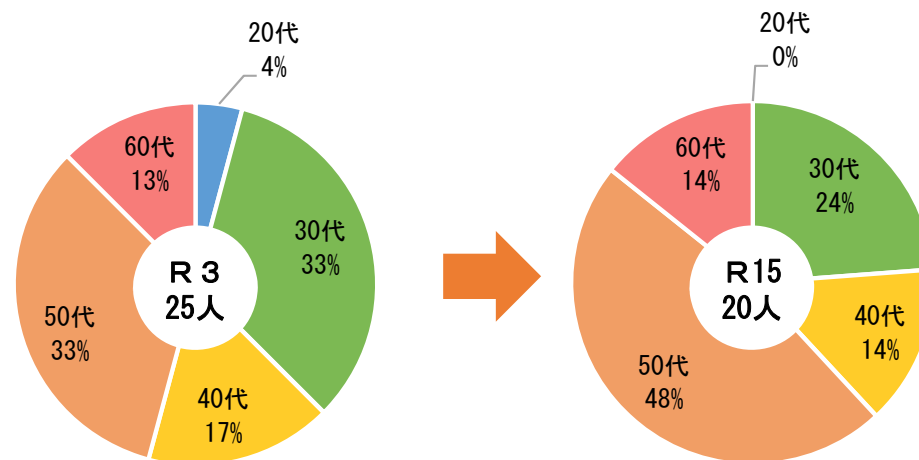
⑥ 予防業務



⑦ 庶務業務等



⑧ 市長部局・その他



■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部 B の課題

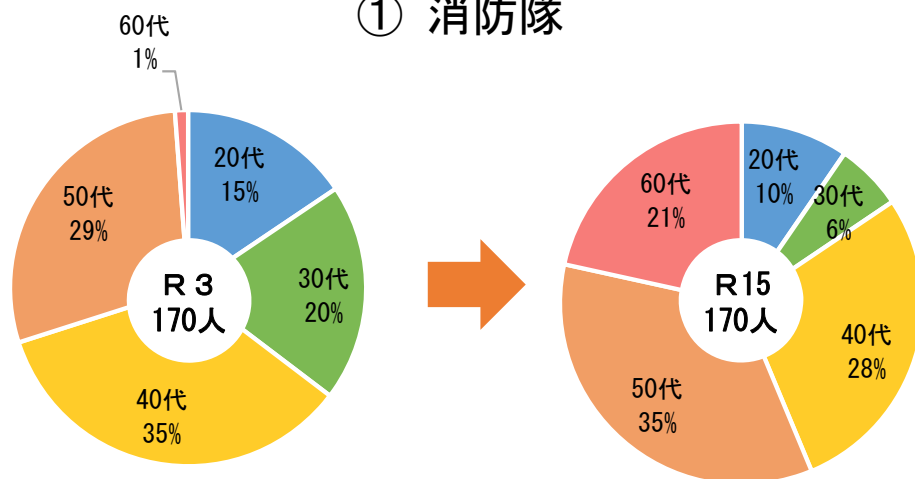
- 定年引上げ後は60歳以上の職員への体力面の配慮も含めた人事配置が必要となるが、組織運営や災害対応への維持を考慮すると、配置先が限られる。
- 60歳を超える職員の配置に当たっては、体力面の配慮は必要ではあるものの、人事管理上、現場業務に従事してもらうことも考えられる。情報提供・意思確認の際にはその点を説明した上で常勤・定年前再任用短時間勤務等を選択してもらう必要があることから、情報提供・意思確認の説明資料の作成には十分な検討が必要となる。

消防本部 C（中規模本部）の職域ごとの年齢構成（現場業務）

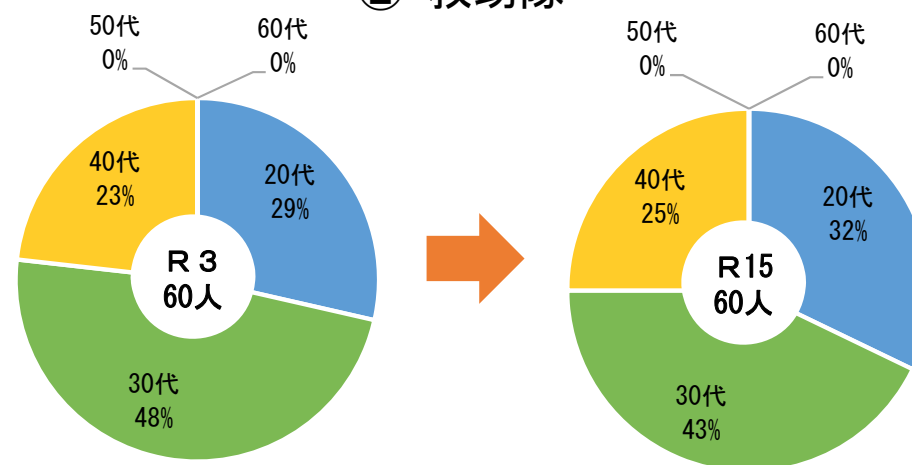
消防本部 C の配置（p. 4 4・4 5）の考え方

令和 1 5 年の配置を考えるに当たっては、職員の体力負担を考慮し、救助隊、消防隊・救急隊、その他の職域の順に、できるだけ令和 3 年の年齢構成に近くなるよう配置を行った。

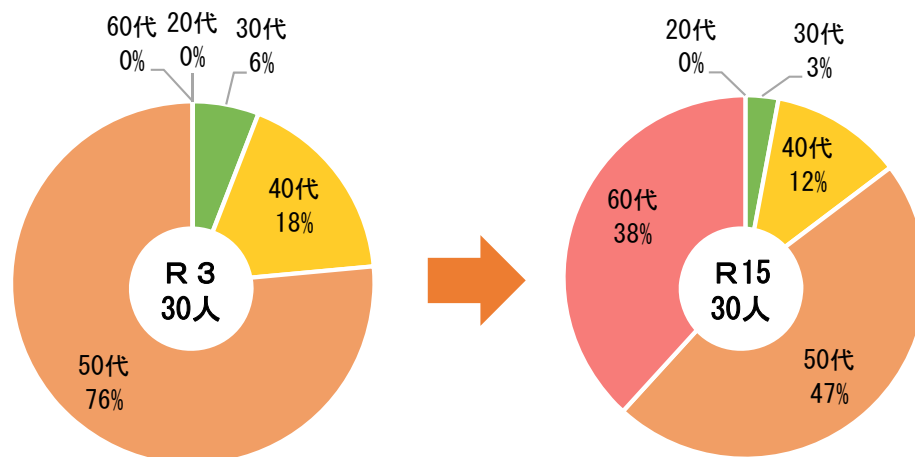
① 消防隊



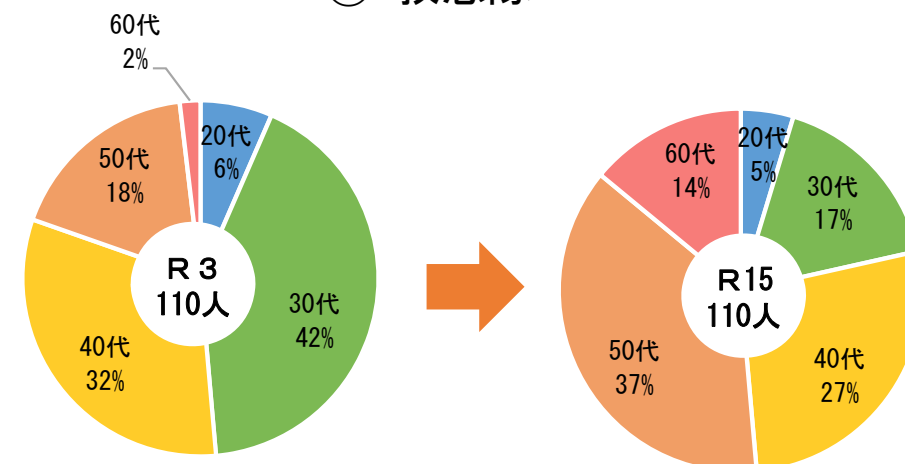
② 救助隊



③ 指揮隊



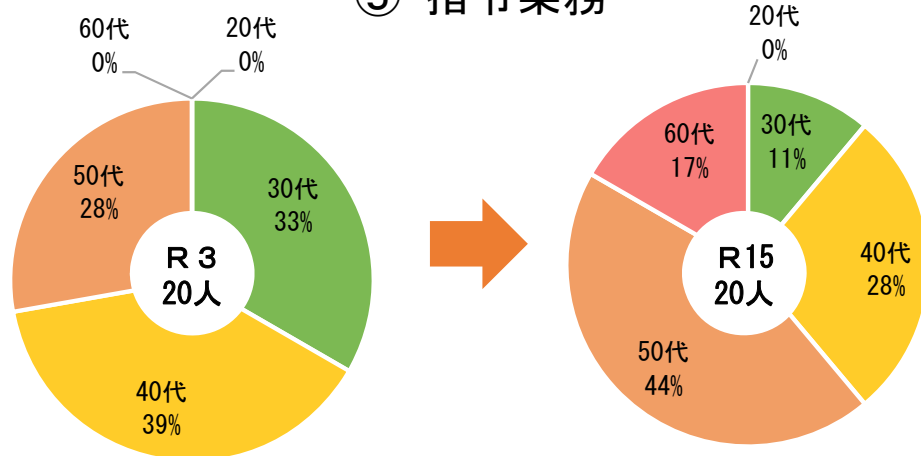
④ 救急隊



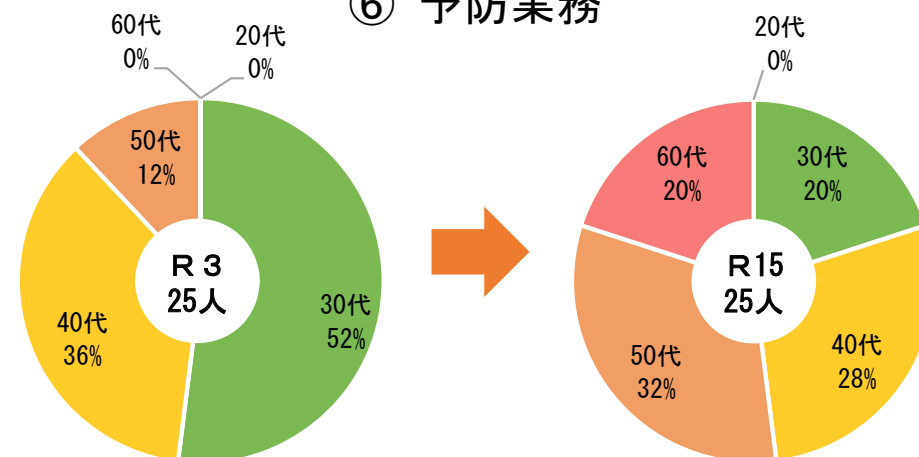
■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部 C（中規模本部）の職域ごとの年齢構成（非現場業務）

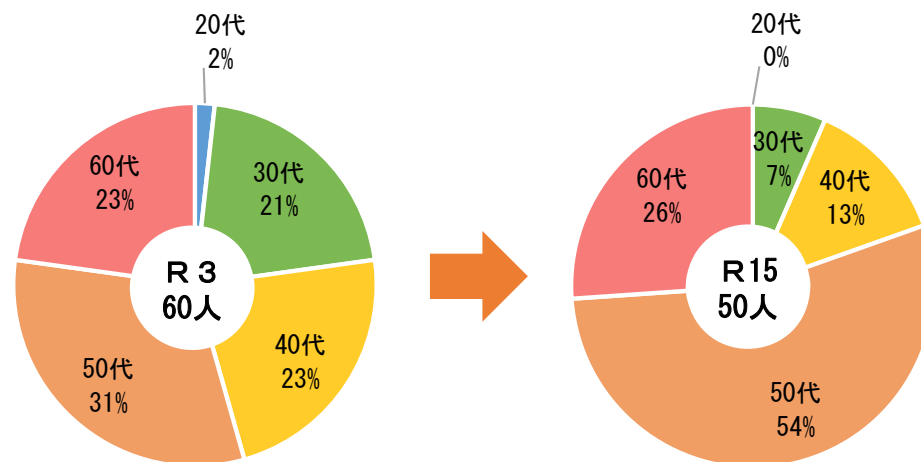
⑤ 指令業務



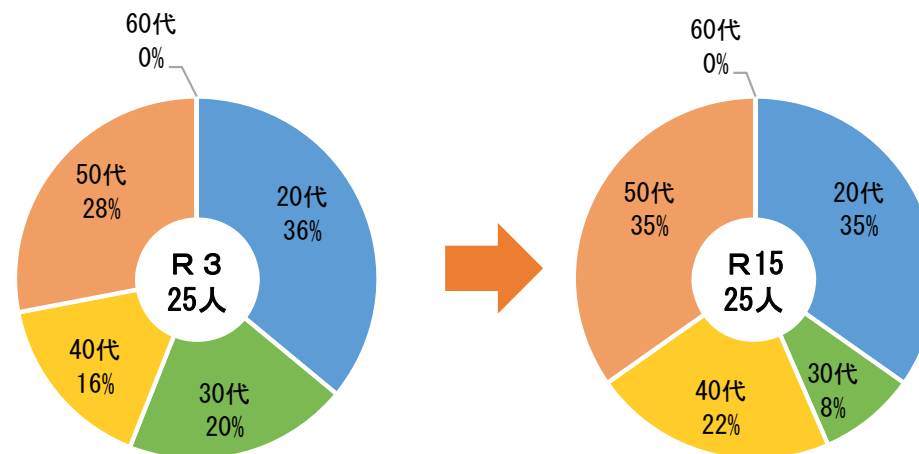
⑥ 予防業務



⑦ 庶務業務等



⑧ 市長部局・その他



■ 20代（19歳～29歳）
 ■ 30代（30歳～39歳）
 ■ 40代（40歳～49歳）
 ■ 50代（50歳～60歳）
 ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

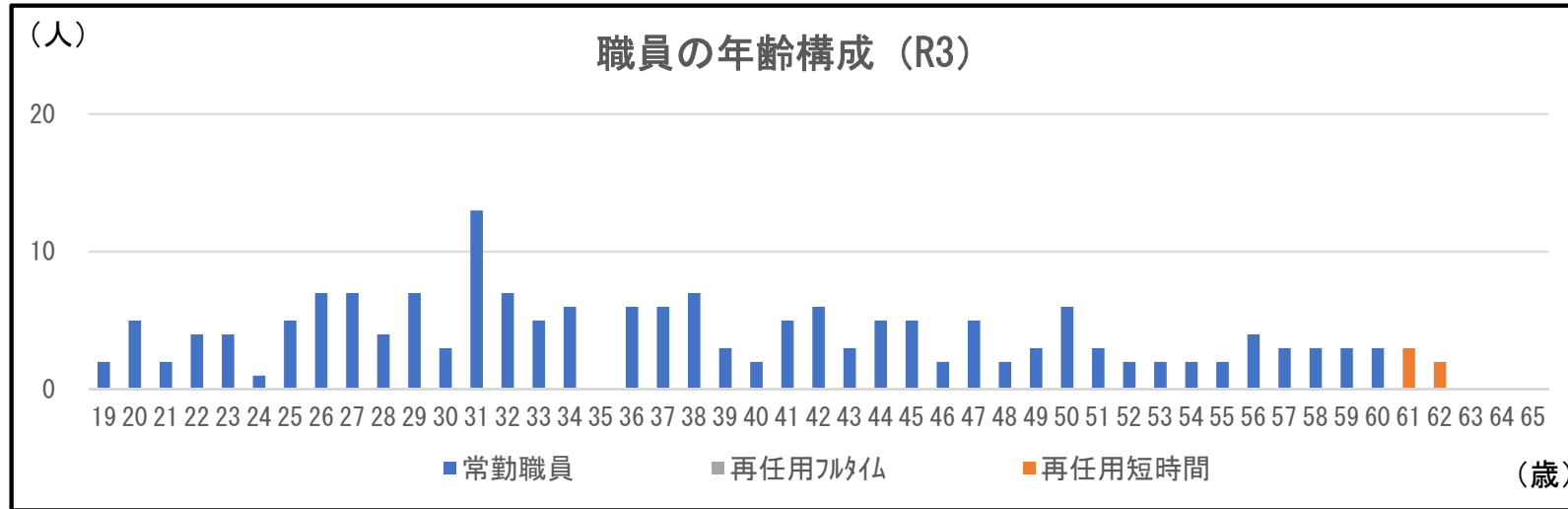
消防本部 C の課題

- 現行制度下では、再任用職員を配置する際に配置希望の面談・アンケートを行ったが、日勤を希望する職員が多かった。定年引上げ導入後は60歳を超える職員がさらに増加するが、日勤の場合は枠が限られているので、希望通りの配置が難しくなり、交代制勤務のポストに配置せざるをえないことが想定される。
- 職員の年齢構成上、定年引き上げ後に高齢期職員の割合が多くなるため、ポストを新設することを検討するだけでなく、現場活動のポストにも多くの職員を配置しなければならない。この結果、消防隊、救急隊において、半数以上が50歳以上となると見込まれることから、消防力の低下が懸念される。
- 役職定年制の導入により、それまで現場で指揮を執っていた職員が現場の隊員となるケースも増えることが見込まれ、現場に混乱が生じることが懸念される。

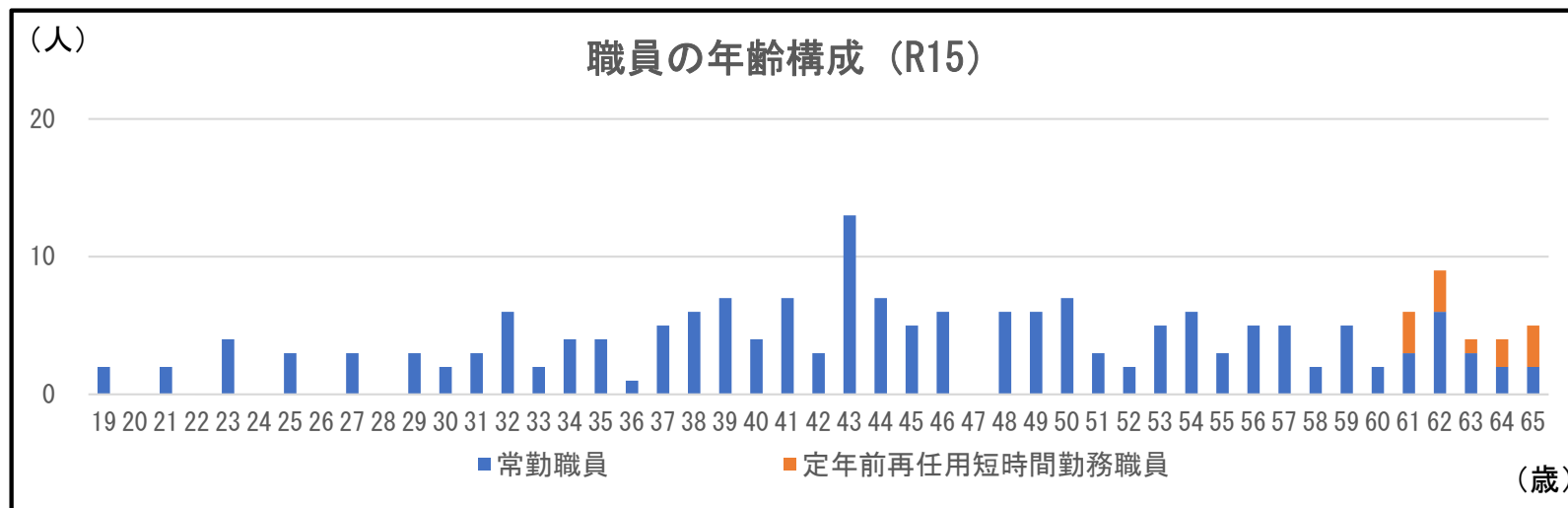
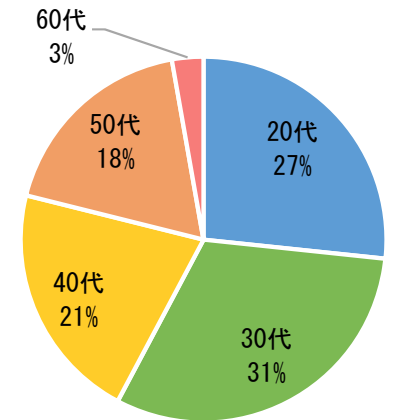
消防本部D（小規模本部）の年齢構成

消防本部Dの職員数の考え方

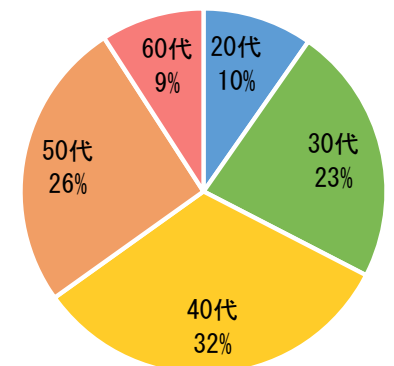
定年引き上げ時も、定員の増はせず、退職補充による採用を行うことを想定している。また、定年引き上げにより隔年採用となってしまう点については、まだ団体の方針が定まっていない。



年齢構成（R3）計175人



年齢構成（R15）計175人



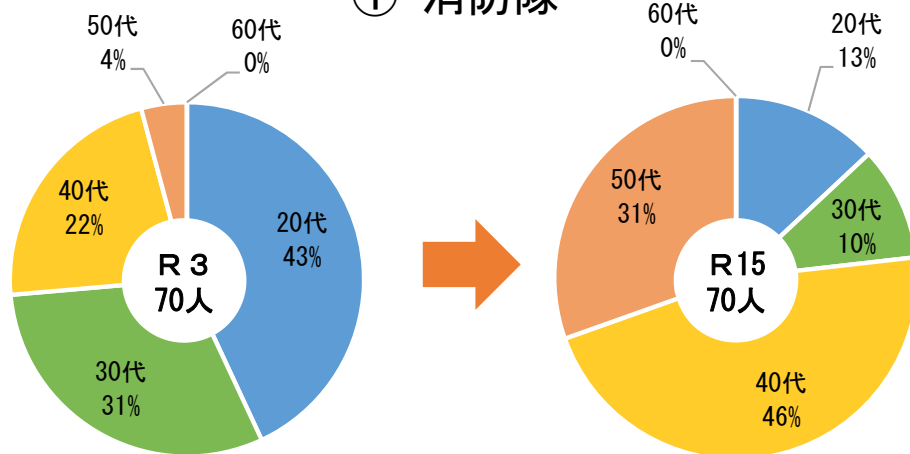
※年齢は当該年度に達する年齢

消防本部D（小規模本部）の職域ごとの年齢構成（現場業務）

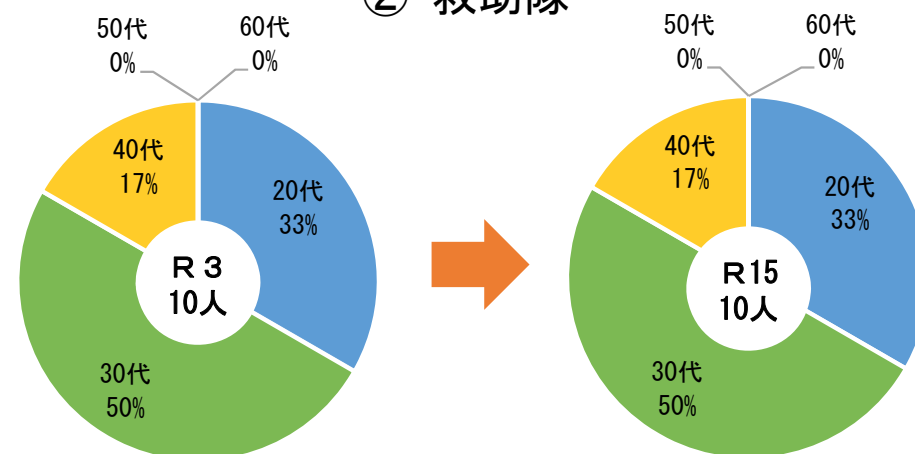
消防本部Dの配置（p.48・49）の考え方

体力負担を考慮し、救助隊、消防隊、救急隊の順でこれまでと近い年齢構成となるよう職員を割り当てている。

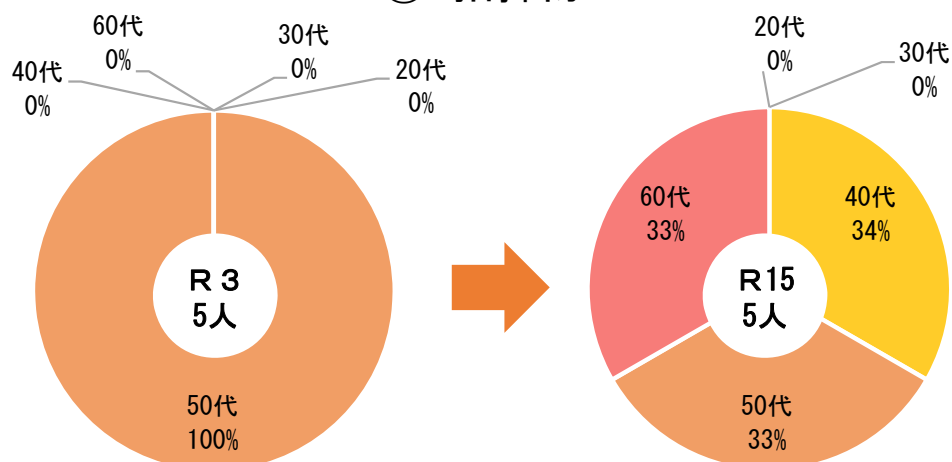
① 消防隊



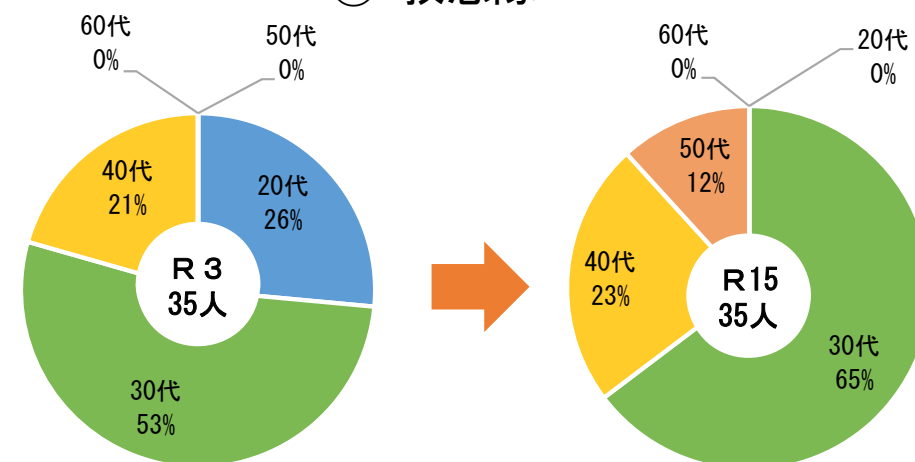
② 救助隊



③ 指揮隊



④ 救急隊

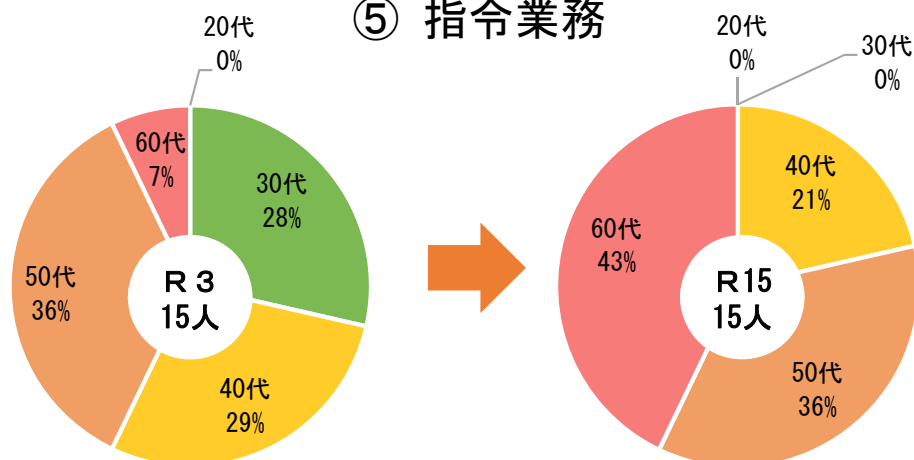


■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳

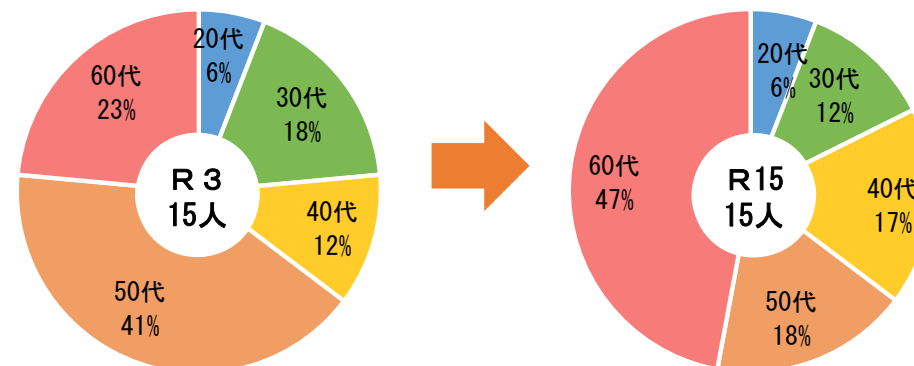
※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部D（小規模本部）の職域ごとの年齢構成（非現場業務）

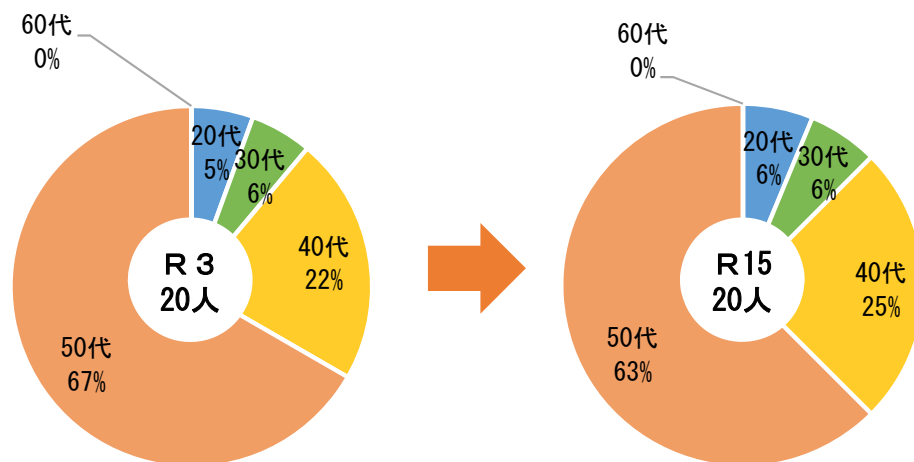
⑤ 指令業務



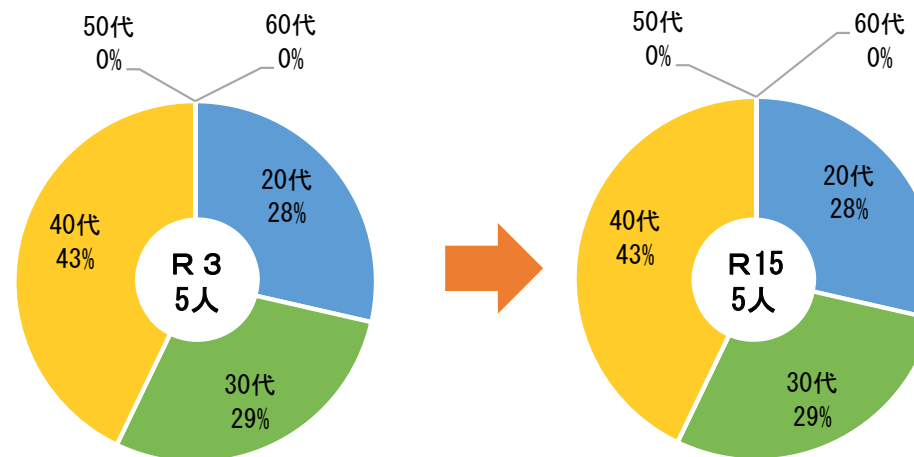
⑥ 予防業務



⑦ 庶務業務等



⑧ 市長部局・その他



■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

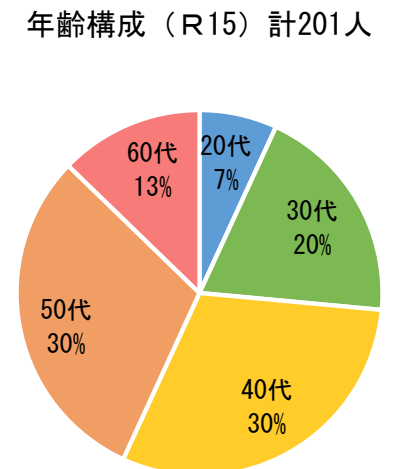
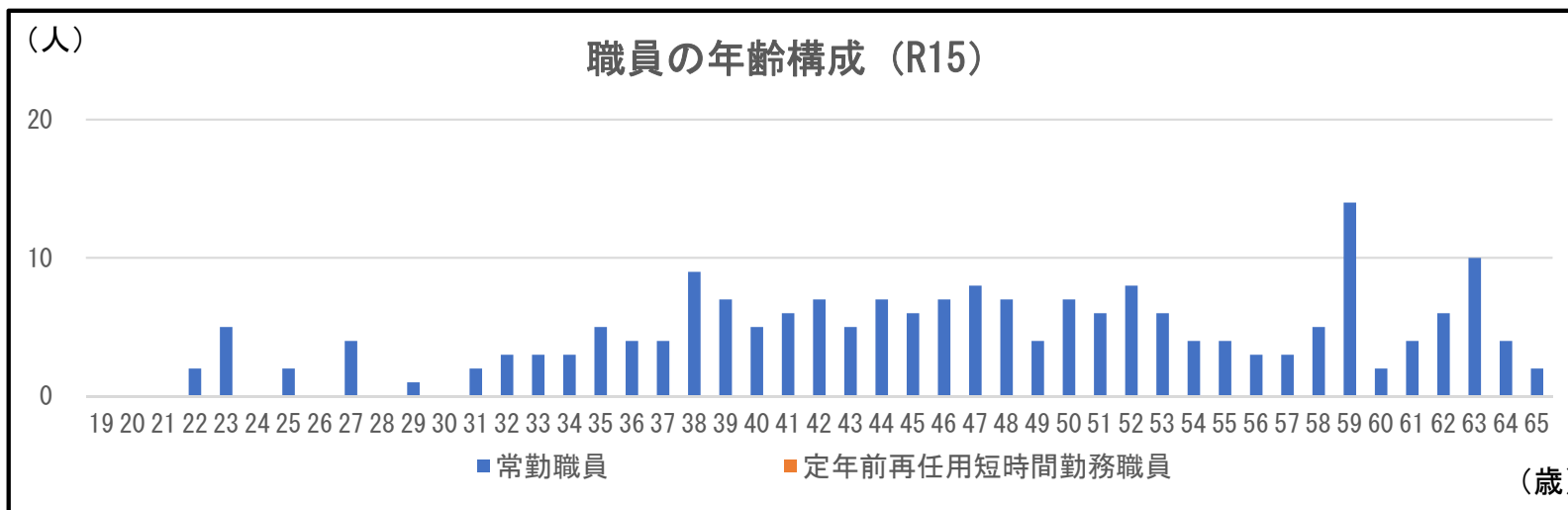
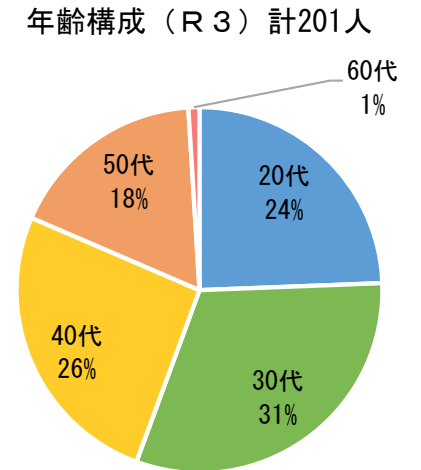
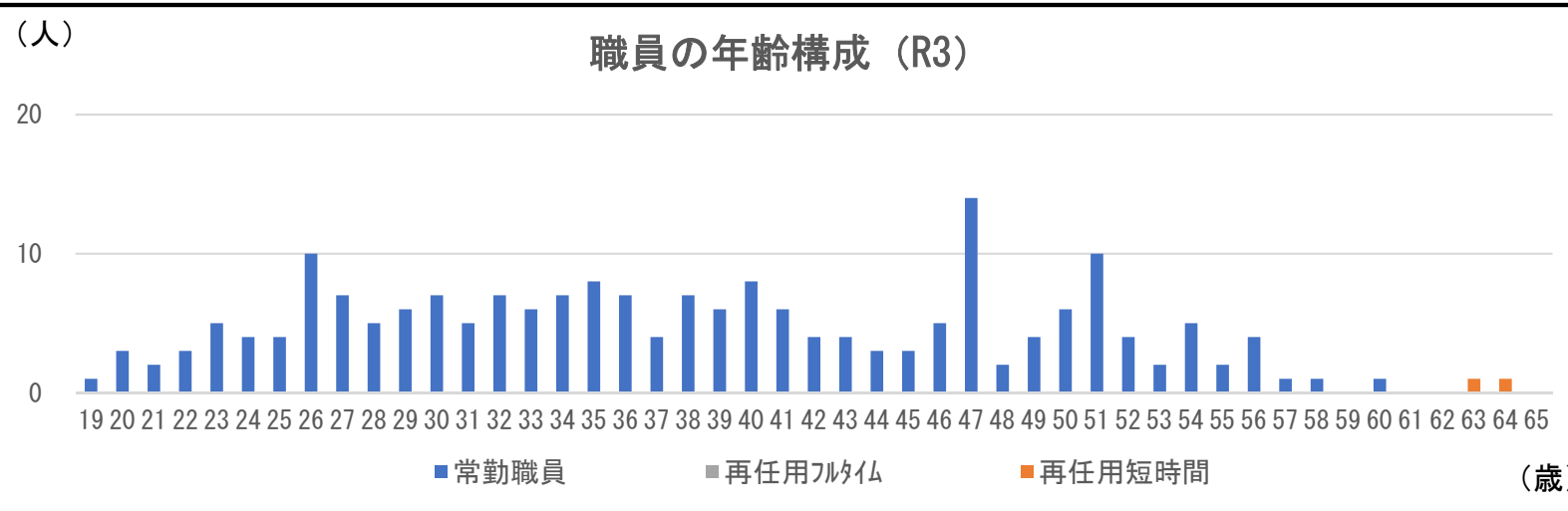
消防本部Dの課題

- 体力の低下した高齢期職員が現場活動することにより、公務災害が多くなることが懸念される。
（現状でも高齢期職員は腰痛等が多い。）
- 将来的に60歳以上の職員が組織全体の約20%となることが見込まれるため、新たな職域の開発が必要となっている。
- 一部事務組合の消防本部では消防本部以外（首長部局等）での受け皿が限られている。
- これまで年齢構成の平準化の取組を行ってきたが、まだ不十分であり、今後定年が引き上げられるに際して、年齢構成の平準化を見込んだ定員管理を行う必要がある。

消防本部 E（小規模本部）の年齢構成

消防本部 E の職員数の考え方

定年引き上げ時も、定員の増はせず、退職補充による採用を行うことを想定している。また、定年引き上げ期間中の職員採用は、現時点では、隔年で採用する見込みである。



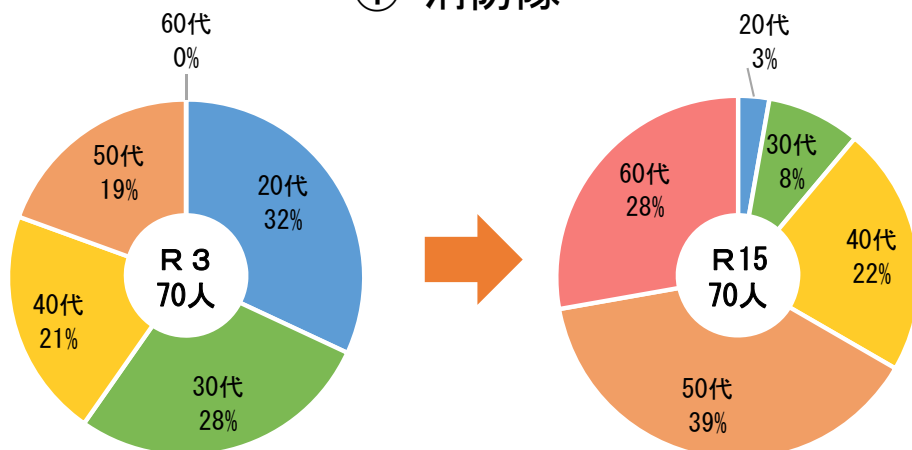
※年齢は当該年度に達する年齢

消防本部 E（小規模本部）の職域ごとの年齢構成（現場業務）

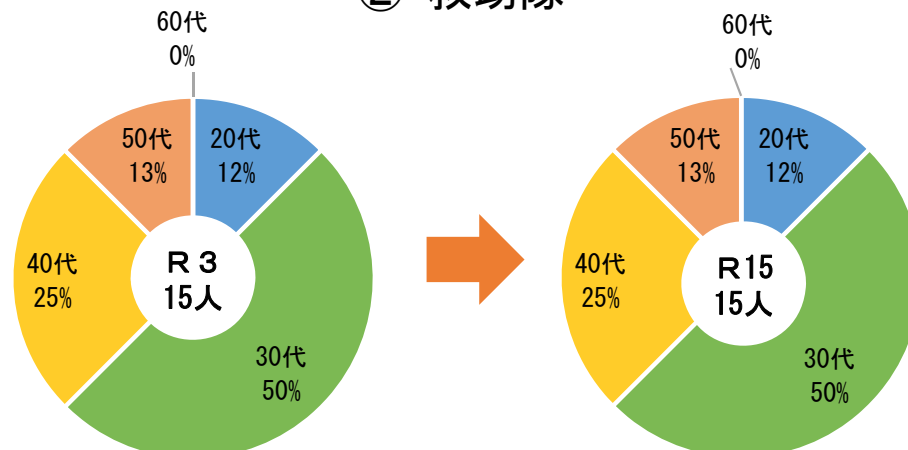
消防本部 E の配置（p.52・53）の考え方

60歳を迎えた職員の体力面を考慮すると市長部局または、消防本部の日勤へ配置することとなるが、組織の高齢化が懸念される。

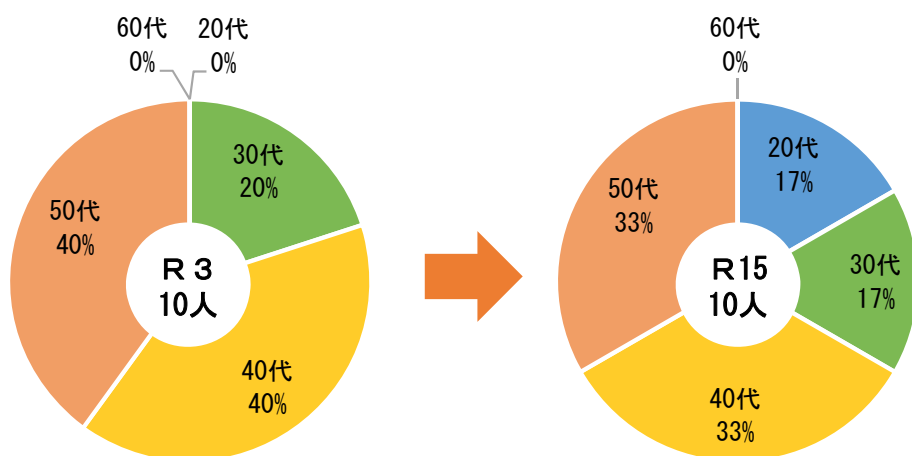
① 消防隊



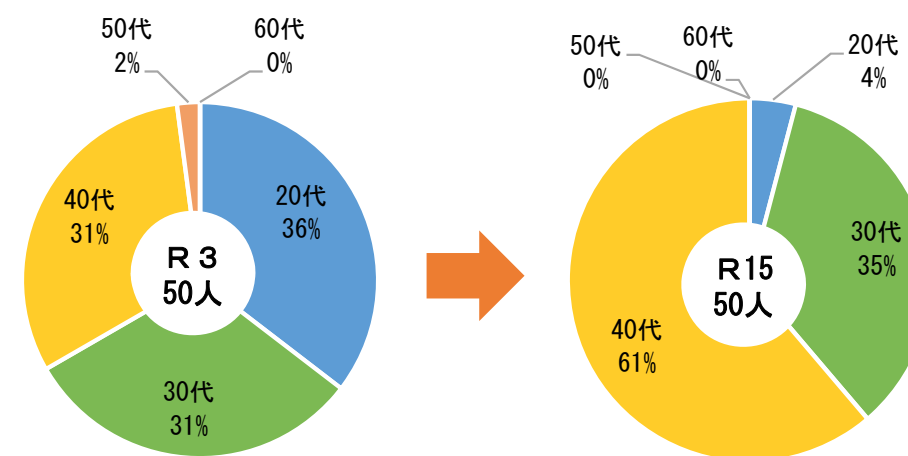
② 救助隊



③ 指揮隊



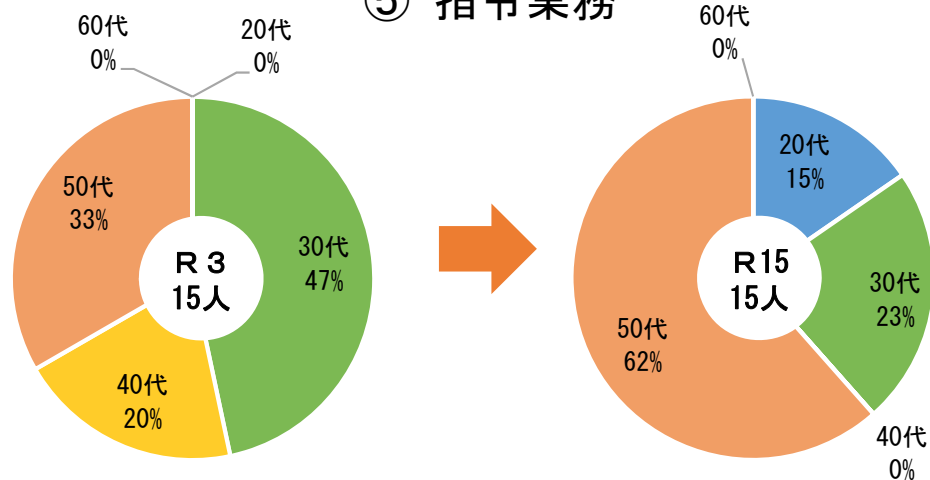
④ 救急隊



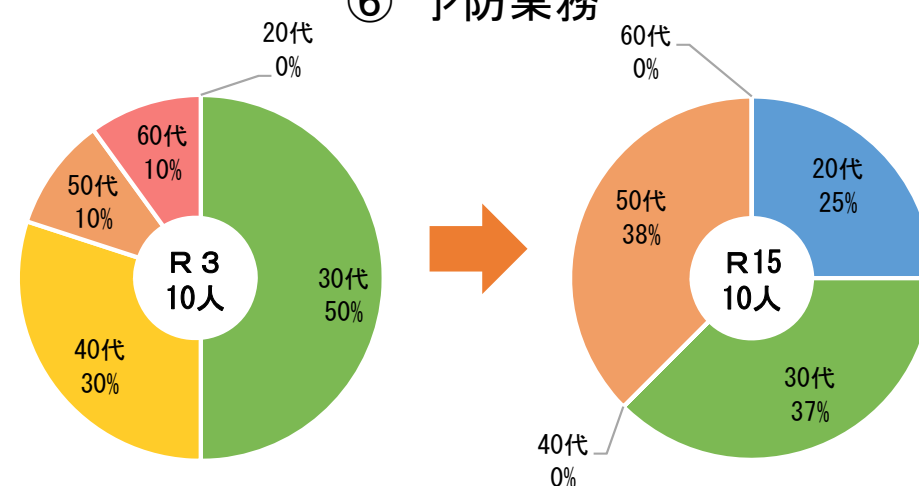
■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部 E（小規模本部）の職域ごとの年齢構成（非現場業務）

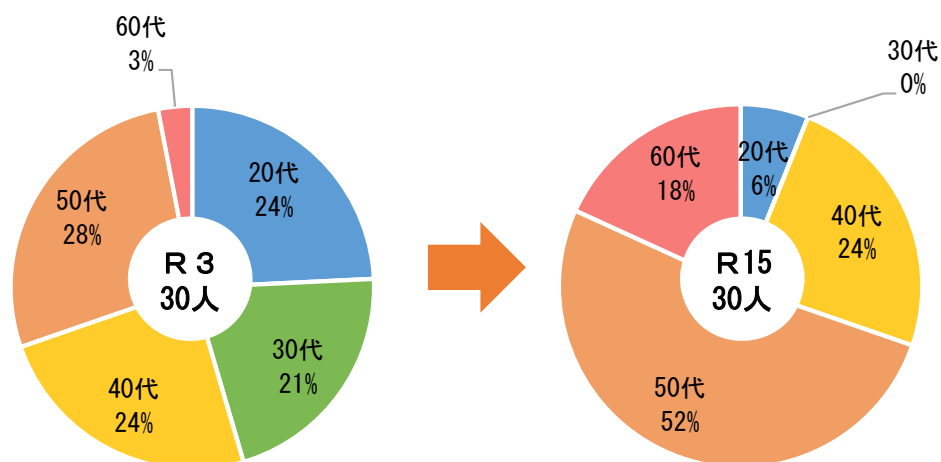
⑤ 指令業務



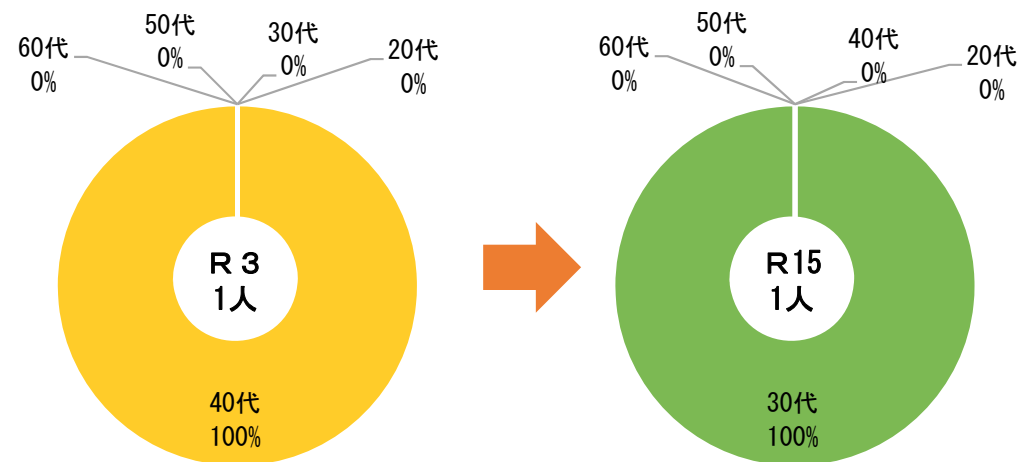
⑥ 予防業務



⑦ 庶務業務等



⑧ 市長部局・その他



■ 20代（19歳～29歳） ■ 30代（30歳～39歳） ■ 40代（40歳～49歳） ■ 50代（50歳～60歳） ■ 61歳～65歳
 ※年齢は当該年度に達する年齢 ※20代には19歳、50代には60歳を含む。

消防本部 E の課題

- 現在、主査級職員が増加傾向にあるが、役職定年制が導入されると、管理職の職員が主査級に降任することで、さらに主査級職員が増加する懸念がある。
- 60歳以降の職員配置に関しては、体力面等を考慮すると、現場業務（＝交代制勤務）への配置は困難。